

会議録・令和6年9月3日第3回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和6年8月20日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 9月3日 午前9時00分 議長宣告

4. 応招議員 14名

1番 宇田 雅行

2番 中井 啓悟

3番 田邊 ひとみ

5番 新開 晶子

6番 江 京子

7番 北岡 泰

8番 辻井 成人

9番 山本 章

10番 瀬田 萌

11番 高橋 浩司

12番 綿民 和子

13番 下井 清史

14番 松本 忍

15番 奥山 幸洋

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

14名

7. 欠席議員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松井 友吾

議会書記 山本 歩美 霜 幸佑 小林 政則

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下村 由美子 副町長 高木 謙治

教育長 下村 良次 総務課長 朝倉 正浩

防災安全課長 荒木 隆伯 税務課長 西尾 仁志

まちづくり戦略課 中井 清央 斎宮跡・文化観光課長 森下 純

会計管理者（兼）会計課長	西村正樹	産業振興課長	坂口昇
建設課長	西尾直伸	上下水道課長	肥留間誠
こども課長	家城和司	福祉総合支援課長	稲浦満
住民ほけん課長	日置加奈子	生活環境課長	丹合信隆
教育課長	青木大輔	小学校区編制推進室長	中瀬基司

10. 会議録署名議員

5 番 新開晶子

6 番 江京子

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣告

○議長（奥山 幸洋） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回明和町議会定例会を開会します。

また、新聞社等から撮影許可の依頼がありましたので、許可したいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（奥山 幸洋） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

5 番 新 開 晶 子 議員

6 番 江 京 子 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（奥山 幸洋） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月13日までの11日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております5月、6月、7月分の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しを配付しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長（奥山 幸洋） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） おはようございます。

令和6年第3回明和町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を11日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、政府は、7月29日に閣議了解された令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についての中で、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしています。そして、地方交付税交付金についても、新経済・財政再生計画との整合性を保ちながら要求を行うことが求められています。また、持続的・構造的賃上げの実現や官民連携による投資の拡大、少子化対策、こども政策の抜本的強化を含めた新しい資本主義の推進が強調されており、これらの重要政策については、重要政策推進枠を設けることが示されています。

町では、これらの国の動向を注視しつつ、令和7年度当初予算の編成において財政健全化プランの基本理念である選択と集中を推進し、施策の重点化と効率化を図り、持続可能な財政運営を目指してまいります。さらに、デジタル社会への対応や新技術の導入を進め、次世代型行政サービスの実現を図りつつ、経済波及効果や質・効率の高い行財政運営に取り組んでまいります。今後も、国や県の動向をしっかりと把握し、各部署と協議を重ね、持続可能なまちづくりを推進するための予算編成を進めてまいりたいと思います。

それでは、6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告をさせていただきます。

今年3月15日以降、3か月半空席となっていた明和町副町長に三重県職員の高木謙治さんを任命し、7月1日に辞令書を手渡しました。副町長選出を県に依頼した際、財政に明るく調整能力にたけた方とお願いし、高木さんを選出いただきました。高木副町長を迎え、今後より一層県との連携を密にし、よりよい住民サービスの提供に努めてまいります。

7月7日、明和町観光協会主催の大淀ふれあいキャンプ場安全祈願祭が行われました。神事では、明和町観光協会や地元自治会の方々、行政関係者などが

参列し、キャンプ場や大淀海岸の利用者の安全を願いました。神事の後には、明和太鼓保存会の演奏や、明和音頭保存会の踊り、チアダンスグループ、チェリーボンボンのダンスが披露され、にぎわいました。キャンプ場や海岸での事故がなく、皆さんが安全に楽しんでいただけるようお願いしております。

7月8日、明和町と日産自動車株式会社、日産プリンス三重販売株式会社が、電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する包括連携協定を締結しました。この協定により、今後、明和町で災害が発生した場合、日産プリンス三重販売株式会社が保有する電気自動車を最大3台まで避難所に配備することが可能となりました。避難所では、電気自動車を非常用電源として冷暖房器具の使用やスマートフォンの充電など、様々な活用が期待されます。また、平常時には、学校で環境に関する出前授業を行うことが可能となりました。

7月31日、岸田内閣総理大臣が多気町にある商業リゾート施設VISONを訪れ、地方活性化を目指す国の政策、デジタル田園都市国家構想に取り組む多気町、明和町、大台町、度会町、紀北町の事業を視察しました。岸田内閣総理大臣に、5町が取り組むスマホアプリ「美村パスポート」やデジタル地域通貨「美村PAY」をご紹介します。また、この日、全国初となるデジタル田園都市の町を5町の代表がそろって宣言しました。

8月1日から、令和8年度開校予定の明和北小学校の校歌のヒントとなるキーワードを募集しています。校歌の作詞は、明和町在住の文筆家、千種清美さんに、また作曲は、明和町出身の作曲家、長岡成貢さんに依頼しています。地域の皆さんの思いを込めたすてきな歌詞や曲に仕上がることを期待しています。

同じく8月1日、明和町教育委員会は、下御糸地区八木戸にある薬師寺の木造大日如来坐像を新たに明和町指定文化財に指定しました。この仏像は、密教の彫刻仏像で平安時代後期のものと見られています。この仏像は、八木戸集落に古い歴史があることを物語る重要な資料であることや、町内の数少ない密教の仏像であることなどから、大変貴重な文化財として指定しました。長く受け継がれてきた八木戸の宝をこれからも大切に守り伝えていきたいと思ひます。

8月2日・3日に、大淀祇園祭が行われました。昨年270周年を迎えた祇園祭ですが、近年の少子高齢化や世帯数の減少などにより、はやし方や山車のひき手が減ってきています。大淀地区では、この問題に地域一丸となって取り組むため、大淀祇園祭の未来を考える会が中心となり、東区・三世古・山大淀の地区が協力し、おはやしの音色を後世につなぐ努力をされています。長年、守り伝えられてきた祭りですので、これからも大切につないでいただきたいと思います。

8月6日、コミュニティスクールと小中一貫教育に関する説明会を開催しました。コミュニティスクールは、文部科学省が推進する新しい学校制度で、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく取組です。現在、明和町では、令和8年度の明和北小学校の開校に向けて、コミュニティスクールの発足及び小中一貫教育のカリキュラムの作成を進めています。この日集まっていたいただいた地域の皆様には、明和町が目指す教育について理解を深めていただきました。

8月18日、めいわ大盆踊りまつりと産学官民連携夜間防災訓練が行われました。この催しは、明和町で継承されている明和音頭を伝え、世代間交流につなげるとともに、防災訓練への参加率向上を図ることを目的に実施したものです。会場のイオンモール明和の駐車場には約4,000人が集まり盆踊りが楽しんだほか、午後10時から、避難所体験訓練が行われ、津波緊急避難所となっているイオンモール明和屋上駐車場へスロープを歩いて上るなどの訓練を実施しました。このようなイベントを通して、住民の防災意識を高めていければと思います。

8月20日、明和町と株式会社スズケン伊勢支店が、災害時における医療材料等の供給に関する協定を締結しました。この協定により、災害時、明和町が実施する医療救護活動に株式会社スズケンがハンドジェルやマスクなどの医療用品を有償で提供してもらうことが可能となりました。スズケン伊勢支店とは今年4月に高齢者の見守りに関する協定も締結しています。これからもあらゆる

分野の企業や団体と連携し、有事の際に備えていきたいと思ひます。

以上、6月からの主な動きについてのご報告を終わります。

次に、本定例会の上程議案につきましては、規約の一部変更協議が1件、条例の制定が1件、条例の改正が3件、明和町道路線の認定が1件、令和5年度水道事業と下水道事業の会計未処分利益剰余金の処分が合わせて2件、令和6年度一般会計補正予算ほか3つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算、そして令和5年度の各会計の決算認定をお願いすることとしてひます。

今後、町民の皆様が安全安心に充実した暮らしを営んでいただけるよう精いっぱい取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（奥山 幸洋） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、8名の方より通告されております。

許可したいと思います。

3番 田邊 ひとみ議員

○議長（奥山 幸洋） 1番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「平和で安全に暮らせる町づくり」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願ひます。

（3番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○3番（田邊 ひとみ） ただいまより、通告に従ひまして一般質問を行いたい

と思います。

まず最初に、この数日の台風の影響、大変な思いをされた方たくさんいらっしゃったと思います。本日は、幸いなことに朝から青空が出ておりますが、まだまだこの元台風の影響で不安定な天候である、このような報道もされております。そしてまた、新しい台風も発生しているということで、これから大きな災害が発生しやすい、そういう状況ではないのでしょうか。私たちは、これから今まで以上に災害に備えて、それぞれが準備を行うこと、危険を回避する手段をしっかりと確認をしてそれを行動すること、これがより一層大切になってきている、そういうことを強く今回の台風で感じました。

そして、また、被害に遭われました皆様方におかれましては、本当にお見舞いを申し上げたいと思います。我が家もちっと雨漏りで大変な思いをしておりますが、皆様、こういうところもしっかりと注意をして過ごしていただきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

まず、平和問題、こちらの質問をさせていただきます。

今年8月4日、明星の転輪寺さんにおいて平和の鐘をつくイベント、こちらが開催をされました。たくさん子どもたちが参加をして、ご住職さんの話を聞いたり、平和の願いを込めて鐘をついたり、その姿を私も見まして、私自身も平和への思いを新たに胸に刻んだところでございます。

1年前の一般質問で提案をいたしました役場庁舎前の「非核平和宣言のまち『めいわ』」「世界の恒久平和を願うまち『めいわ』」この看板につきましては、早々に見やすくきれいにさせていただきました。核兵器廃絶、恒久平和を願う明和町の皆さんの思いも、この看板とともに新たな思いへと育っていくのではないのでしょうか。そして、毎年、核兵器のない平和で公正な世界の実現を呼びかけながら全国を歩く国民平和大行進というイベントが行われております。今年は、こちら明和町で実行委員会が結成をされ、明和町独自として集会や行進、これが実現をいたしました。この集会には下村町長、議会からも議長や府

副議長に激励に駆けつけていただきました。参加者の皆さんから喜びの声が上がっております。本当にありがとうございました。これを機会に、今後も明和町全体で平和の運動や学習が広がること、これを願っております。

そこで、まず、下村町長に、核兵器廃絶・恒久平和についての思いを述べていただきたいと思います。

町長、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 町長。

○町長（下村 由美子） 田邊議員から核兵器廃絶・恒久平和についての思いはとのご質問をいただきました。

先ほど議員からもご紹介がございましたが、今年度の原水爆禁止国民平和大行進が6月13日に明和町で初めての出発式が行われました。参加者の皆様の核兵器を許さない世界平和の思いを込めたメッセージや歌を通して、平和の重要性を改めて確認する機会となりました。この平和大行進を通じ、より多くの人々に平和のメッセージが広がり、共感の輪が広がっていくことと思います。

国際社会においては、いまだロシアによるウクライナ侵攻や不安定な中東情勢が続いており、核兵器の使用が危惧されている状況が続いております。しかし、8月の広島・長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典で、首相が核軍縮に向けた機運を高めるべく国際社会を指導すると述べたことは、政府が核兵器廃絶に向けた強い意思を示したものであり、平和を願う皆様にとっても心強いメッセージになったのではないかと思います。

また、広島市長が平和宣言にある、他者の経験や価値観を共有し、共感し合うことで信頼の輪を育み、それが平和の社会の基盤となるという考え方に私も深く共感しております。平和は、ただ願うだけでは実現しません。具体的な行動と取組が求められています。私たち一人一人が小さな一歩からでも協力し合い、共に平和を築いていくことが重要だと考えております。

広島・長崎への原爆投下、そして終戦から79年が経過し、その記憶は風化することなく、核兵器の破壊力とそれがもたらす悲劇を忘れてはなりません。町

も平成3年9月17日に「非核平和の町」を宣言して以来、私たちは核兵器のない世界の実現に向けた取組を継続し、町民の皆様と心をつなげて核兵器廃絶と恒久平和への願いを未来に向けてさらに広めていきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 下村町長からの平和への願いのその思い、しっかりと私たちも受け止め、明和町の町民の皆さんもしっかりと受け止め、一緒になって頑張っていきたいと思っております。今年の広島・長崎のこの平和祈念式典でも、長崎では鈴木市長が、この核兵器廃絶は人類が生き残る絶対条件、そういう発言までされております。そしてまた、広島で子どもの代表が、願うだけでは平和は訪れません。一人一人が相手の話をよく聞くこと、違い、これをよさと捉えて、自分の考えを見直すこと、仲間と協力し一つのことを成し遂げること、これが私たちにもできる平和の一步です。このような発言をしております。本当にそのとおりだと思います。子どもたちの発言の中にもありました地球市民、地球全体でみんなが力を合わせてつながり合うことで平和の未来、これをつくっていく、そのことを私も心より望んでおります。

続きまして、次の質問に移ります。

毎年行われております平和学習についてお伺いをします。

町長も述べられましたが、現在でも紛争が起こっている国、これは決して少なくありません。何年も何十年も解決せずに紛争状態が長引いている地域では、多くの方が命を落としております。このような状況、決して人ごとではございません。真剣に考えて、紛争や戦争のない平和な世界を実現すること、これに取り組むべきでございます。過去の戦争を反省し、被爆国としてどのような姿勢で向き合っていくのか、大人も子どもも一緒になって考えていく、これが大事です。

そこでお伺いをいたします。1年前にもお伺いをしましたが、本年も同様に、明和町における平和学習について、どのようなことが行われているのか、これをお聞かせください。

また、コロナ禍前まで行われていた広島・長崎平和式典への子どもさんの参加、こういう部分などもどのようになっているのか答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 町内小中学校における平和学習につきまして、小学校では、人権教育の一環として各学年でカリキュラムに沿って取り組んでいます。低学年では、東京空襲時の動物園の話「かわいそうな象」等の絵本の読み聞かせ、中学年では、国語の授業で戦争の悲惨さを伝える物語の授業、高学年では、社会科での授業や国語の原爆を取り上げた授業など、各学年で平和学習に取り組んでいます。

中学校では、人権学習や社会科での授業はもちろんですが、特に平和学習として、平成27年度より生徒代表6名を広島へ派遣する事業を行ってきました。新型コロナの影響で、この事業が中止になった令和2年度からは、被爆体験者や伝承者を講師に招き、全校生徒で被爆体験講話を聞く学習を行いました。令和5年度は、絵本を使って人権と平和の大切さについて講演を聞きました。また、本年度は7月11日に、以前、明和中で勤務をされていた平賀勝也先生を講師としてお招きし、沖縄戦のことについて話をいただきました。平賀先生からは、日本はこの80年間で戦争をしていない数少ない国です。今後も戦争が起きないようにしていかなければなりませんとメッセージを頂き、みんなで平和を考える貴重な時間となりました。

今後も、様々な角度から平和について学ぶ機会を設けていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ただいま答弁いただきまして、学校のほうで様々な学習を行っている、こういうことの答弁をいただきましたが、コロナ禍で広島・長崎への派遣というのは今中断をしている、こういう答弁でございました。

さきにもお話をさせていただいておりますけれども、明和町で初めて独自の国民平和大行進、こういうことも行われて、この行進は全国の8割の自治体を

通過して行進をして、核兵器のない平和な社会を願う、誰もが参加できるイベントとして行われているものでありますし、また、最初に述べさせていただきました転輪寺さんの平和の鐘つきなど、いろいろな参加できるイベント、これが町内でたくさんできたらいいな、そういう思いを持っております。

お隣の伊勢市では、今年は伊勢工業のグラウンドにおいて、8月15日に平和の花火、こういうものが打ち上げられております。そしてまた、答弁にもありましたし、私も伺わせてもらいました広島・長崎への平和式典への子どもさんの派遣、これを過去に経験された保護者の皆さんからは、あの体験はとてもよかった、またやってほしい、こういうご意見、こういうことを頂戴しております。平和の学習やイベントを行う際には、それなりの経費が必要でございます。ですけれども、明和町での平和学習など関連する予算、いわゆる平和の予算、これの充実をしていただいて、いろいろな行事、こういうものを実現していただきたいと思っているんですけれどもいかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 平和な社会を願う思いは、人類共通の願いでございます。平和予算として独自の確保についてご質問をいただいたところですが、町としましては、現在の既存予算を活用しながら取組を進め、地域の皆さんと連携しながら進めていくことにより、今後も平和に対する効果的な活動に結びつけていきたいというふうに考えております。

なお、町では、8月1日から15日まで中央公民館で原爆展を開催いたしました。原爆の悲惨さなどを訴えてきました。来場者のご意見として、「戦争反対」「核兵器をつくるのも人間、やめさせるべき」だとか、「この展示を見て今の自分に何ができるのか考えさせられた」など、貴重な意見をいただいております。

そのほかにも議員からもありましたように、町内においても行政のほか、それぞれの個人・団体で平和に対する取組や活動があると思われれます。こういっ

た活動がより活発に行われることは、町にとってもありがたいことでありまして、町としても必要に応じて連携しながら、今後も様々な形で平和で安全に暮らせるまちづくりに向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 平和への思いというのは町民全体そして共有していく、そういうことも大変必要だと思っておりますけれども、それにはやはりある一定の予算が必要なんではないかなと思っております。町財政、大変厳しいところで取捨選択、そういう部分も考えていかなければいけないと思うんですけれども、ぜひとも平和の予算、こういうことも検討していただきたいと思います。

また、広島・長崎の平和式典への子どもさんの派遣なんですけれども、三重県内でも菰野町であったり伊勢市であったりとか、現在も継続して行われている、そういう地域の方にも少し話を伺いましたら、やはりその子どもさんたちが行くという、この体験というのはすごくいいことなんだと。今年の夏、そういうところへ参加された方、昨日もちっとお話を伺ったんですけれども、初めて行った広島で本当にもう胸を打たれて、平和に対しての思いを改めて思ったと、もう涙ながらにお話をされている、こういう経験もいたしましたので、ぜひとも明和町でも、今後の方向性としてご一考をいただきたいと思います。これは要望としておきます。

続きまして、質問の方向、違う方向で生理休暇に関する質問を行いたいと思います。

少し前なんですけれども、ラジオでNHKの連続テレビ小説「虎に翼」で描かれていた働く女性と生理、それにまつわる生理休暇についての話、これがオンエアをされていて聞く機会がございました。この「虎に翼」の放送で、生理が重い主人公の寅子が、これだから女性はと言われたくないがため、つらい体を押して通常どおり働く姿が描かれておりまして、SNS上では、取得しにくい生理休暇の存在意義、これを問う声も上がっております。働く女性のための制度として生理休暇、これがございますが、制度として活用されているケース

は多くはありません。このようにラジオで言っていて、そんなに取得率が低いのか、そういう思いが起きました。

この生理休暇、1947年に労働基準法の制定に伴って制度化された法定休暇でございます。条文には「使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない」とされております。ドラマの放送後、生理休暇が全然浸透していない、こういう声がネット上で噴出するなど、存在自体があまり知られていないような生理休暇なんですけれども、厚労省の調査では、昭和35年には19.7パーセント、昭和40年には26.2パーセントと、1960年代には2割程度の取得率があったという記録が残っております。しかし、その取得率は、昭和51年に13.4パーセント、昭和60年には9.2パーセントと急降下、さらに平成9年、3.3パーセント、令和2年になると0.9パーセントと1パーセントを割り込んだと、こういう状況でございます。社会に出る女性が年々増えているのとは裏腹に、制度の利用が減っているという、こういう現実を知りました。

ラジオでも、なぜ取得率が下がっているんだろう、こういうことが話題となっております。女性の社会進出が進んでいる今の社会、女性にとって生理との向き合い方に変化があったんでしょうか。テレビなどで月経前症候群、また生理痛に関係するお薬のコマーシャルが流れている時代です。それを考えると、現在でも生理に関係してつらい思いをしている女性が相当数存在する、これが考えられます。労働基準法で取得が権利とされている生理休暇でございます。それがなぜ取得されにくいのか、とても気になっております。

そこでお伺いをいたします。明和町における職員の皆さんの生理休暇の取得状況、制度としてどんなものか、そういう点を答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 明和町職員の生理休暇についてでございますけれども、この生理休暇は、病気休暇として今取扱いをしております。生理日の就業が著しく困難な場合といった要件を満たす場合に付与される休暇でございます。

正規職の場合は有給で、会計年度任用職員の場合については無給でということとで対応させていただいております。この休暇は、他の病気休暇とは区別させていただいております。取得日の上限はございません。ただし、生理日であるということだけで休暇を与えるのではなくて、就労がやはり著しく困難であるか否かという判断を本人さんにさせていただいて、本人の申出を尊重するような形で与えるというふうな形にはしております。

ただし、取得状況についてですけれども、令和4年、令和5年につきましてはゼロということになっております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 病休として取扱い、生理休暇という形でも扱っているということを伺いましたけれども、取得は令和5年、ゼロであったという報告を、今、答弁いただきました。また、これ私ちょっと気になって三重県下の幾つかの自治体にもお伺いをしたんですけれども、やはり全体的に取得が低い、そういう話を伺っております。

そういう中で、先ほども述べさせていただきましたように、全国において取得率1パーセントに満たない、そういう状況の中で日本医療労働組合連合会女性協議会、こちらが2022年に調査を行っております。生理のときに鎮痛剤を毎回飲む、時々飲むという回答が全体の76.3パーセントでした。多くの女性が鎮痛剤を服用して仕事をしている、こういう状況にあるということが分かっております。そしてまた、生理休暇を取らないその理由で最も多いのは、周りが誰も取っていない、こちらが43.9パーセントでした。そして、生理休暇の説明がなかった、制度を知らなかったなど、こういう記述もあったということでございます。

労働基準法の68条によって、働く人々には、雇用形態を問わず、週何日とか問わず、生理休暇の取得、こちら認められております。生理痛、頭痛、倦怠感、月経前症候群には重い軽いの個人差があって、それぞれに応じて取得日数の上限もありませんし、使用者は拒否することもできないとされております。その

ような制度があるというのに、なぜ生理休暇を取得する人、これが少ないんでしょうか。その要因を明和町としてどのようにお考えになっているんでしょうか、こちら答弁願いたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 生理休暇を取得する人が少ない理由としましては、先ほどありましたように、制度をそもそも知らないことや、男性上司に相談しづらいこと、利用者が少ないので同僚や周りの目が気になることなどもあるかというふうに考えております。

また、通常の年次有給休暇を完全取得する職員は少ないことから、あえて生理休暇を申請せずとも、年次有給休暇や振替休暇により休暇を取得している場合もあるかというふうに考えております。

ただ、一方で、必要な職員があつた場合に取得しやすい体制が必要と考えておりますので、県や近隣市町なども参考に、こういった制度が活用しやすいのかといったことも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁いただきました。その答弁の中でも、やはり活用しにくい、そういう状況が今現在あるのではないかということ、これを答弁していただきました。また、それを活用しやすい環境づくりをやっていききたい、こういう答弁もいただきましたので、そちらに期待したいと思います。

現在、役場関係の職員、多くの女性の方が働いていらっしゃいます。女性の皆さんが万全の体調で仕事に打ち込める環境づくりをしていく、その視点から考えても、権利としての生理休暇、これを利用しやすい環境づくり、ぜひともつくっていただきたいと思います。生理休暇そのものの周知、申請しやすい環境づくり、これをつくるためにどのようなことを考えていらっしゃるでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 生理休暇の制度について、まず制度の周知は今後も

進めていきたいというふうに考えております。また、申請しづらい環境を変えていくためにも、女性のみならず、職場全体で生理や生理休暇に対する理解を深めていく必要があるというふうに考えております。また、申請方法につきましては、現在、本庁の勤怠管理、勤務管理のことですけれども、勤怠管理にしましてはシステムを導入しておりますので、ある程度の配慮はできているというふうに思いますが、施設職員や会計年度任用職員についてはシステムを導入しておりませんので、紙ベースでの申請となっております。職員が休暇を取得しやすい環境を目指して、業務効率化も含めてシステム化の検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 職場全体での理解、これは本当に大変必要だと思いますし、今、答弁でありましたけれども、会計年度任用職員などは紙ベースでの申請と、やっぱり紙で申請するというのは大変難しいと、恥ずかしいというか、そういうこともあると思いますので、そういうところの改善、ぜひとも早急に進めていただきたいと思います。

そしてまた、職場全体での理解ということなんですけれども、このコロナ禍の最中、特に生理の貧困という話、こちらがクローズアップをされまして、私も一般質問で幾つか提案させていただいてきたんですけれども、その生理の貧困という社会問題の中で答弁にもございましたけれども、生理に関する知識や認識が足りていない、こういうことが大きな要因になっているんじゃないか、そういうことも考えております。また、女性側からも、生理に対する無理解の多さから、ほかの人に生理であるということを知られたくないと、そういう意見も多く出ている、こういう調査もございます。

そんな中で、2021年に東京都の国立市で、市の職員や議員を対象に、生理研修というものが行われた、こういう新聞記事をネットで目にしました。外部から講師を招いて、生理に関する基礎知識、生理休暇について学習する機会、これを設ける、そういうことで知らなかったことやデリケートな部分での配慮の

方法などについて、多くの意見が出されたということです。

私自身もこういう研修が存在するということを知らなかったんですけども、このような研修があるんでしたら、ぜひとも実施するべきではないかなという思いも持っております。

そこでお伺いいたします。生理研修、このようなものを実施する、そういうお考えはないでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 先ほどもございましたが、休暇を申請しやすい環境づくりのためには、職場全体で生理や生理休暇に対する理解を深めていく必要があるというふうに考えております。

女性のみならず、職場全体で生理や生理休暇に対する理解を深めていく必要があるということを考えておりまして、職員研修として実施するかどうかは別としまして、組織内で幅広く休暇制度を周知するための取組は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ぜひとも職場のほうでもやっていただきたいし、町民全体の皆さんに全ての皆さんに、この女性の体の仕組み、生理というものを理解していただきたいと思いますので、そういう部分での学習の機会、これも設けていただければなど、そういう思いも持っております。

そして、次の質問に入りますけれども、会計年度任用職員の生理休暇、こちらについてお伺いいたします。先ほどの答弁でありましたけれども、明和町では会計年度任用職員の生理休暇は無給であるということでございます。これは全国的に見ましても、ほとんどの自治体が同様の状況でございますが、それでも全国で2割の自治体が有給ということになっております。権利として取得した休暇が、休めば休むほど収入が減るという形のままでは、安心して休める環境をつくっていかうという考え方から外れてしまいます。2020年4月に同一労働同一賃金法が施行されて、雇用形態の間の不合理な待遇の差や差別的取扱い、

こちらを禁じております。正規職員にある有給の生理休暇を会計年度任用職員にも認めることは当然の話であって、一日も早くこのことが全国全ての職場で実現をされるべきだと私は考えております。

そこでお伺いいたします。会計年度任用職員の生理休暇も有給にするという方向で検討をしていただく、このことを提案いたしますが、そのお考えをお示しく下さい。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 会計年度任用職員の皆さんの生理休暇につきましては、現状では、国の非常勤職員をはじめ三重県や近隣市町の会計年度任用職員についても生理休暇は無給となっております。一方で、議員からもありましたように、全国では有給の自治体もあることや、正規職員と会計年度任用職員の処遇の均衡を図るという立場からも必要かというふうに思いますので、今後、国や近隣自治体の動向も見ながら検討は進めていきたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） こちらのほうも、抜本的に国のほうが考え方を变えて、その方向に進んでいただく、これが必要だと思いますので、また何かの機会には声を上げていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そもそもこの生理休暇ということ自体に抵抗感を感じる、そういう方もいらっしゃるということも伺っております。また、女性の方に今後どのような休暇が必要かというアンケートがございまして、その中では更年期休暇、これが欲しいという方が42.5パーセント、そういう声が上がっております。更年期の症状が生理よりもつらい、こういう意見が多いということでございます。

また、併せて男性の皆さんからも、男性だって体調不良のときがある、こういうご意見も伺っております。生活を保障した上で体調に見合う休暇、これをつくるのが大事なんではないでしょうか。また、その中でジェンダー平等の

視点、こういうことも十分考慮していただきたいと思いますし、この生理休暇自体を体調不良休暇であったり、ライフサポート休暇といったような新しい形、誰もが取得しやすい休暇として社会に広がること、こういうことも求められているのではないのでしょうか。このことを申し上げまして、次の質問へと移ってまいります。

続きまして、環境問題についてお伺いいたします。

P F A S とダイオキシンに関してお伺いします。

このP F A Sというのは、フッ素化合物の総称で、P F O S / P F O A が代表的なものです。今、世界規模で問題が指摘をされていて、日本国内でも様々な地域での汚染が確認をされております。三重県内でも汚染問題、こちらが心配されております。P F O S / P F O A は、いずれもP F A S の種類の中で、これは半永久的に分解をされず、近年の研究により健康への影響として、免疫力の低下や低出生体重児、コレステロール値の上昇、腎臓がん等への影響の確実性が高い、こういう毒素だということが分かってまいりまして、これらの化学物質は、いわゆるこげつかないフライパンの製造とか、撥水スプレーなどに使われておりまして、半導体の製造、航空機火災の泡消火剤などに含まれているということでございます。

海外では2018年頃から危険性が認識をされていて、日本でも2018年2月にP F O S は全ての用途で使用が禁止をされております。特に水、これに関しましては沖縄、大阪、岡山、浜松など各地で井戸水や地下水から暫定目標値以上のP F A S が検出をされて、今、注目されておりました。また、三重県内でも北勢地域などで多く検出され問題となり、三重県民の皆さん、大変心配しております。検査をして原因究明、対応を求められております。

そこでお伺いをいたします。三重県内では、四日市市などが令和2年から検査を行っていると聞いておりますが、明和町では水源地や水道水の検査を行っているのでしょうか。行っているのならば、その結果もお知らせください。答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） P F A S の検査に関してご質問を頂戴いたしました。私からは、河川の部分についてまずお答えをさせていただきたいというふうに思います。

水環境中への主な排出源となり得る P F A S が含まれる消火剤を保有する施設であったり、また P F A S を製造または製造に使用する施設等、こういったものが町内にはございません。また、P F A S を含む製品等の不適切な処理であったり保管がなされていた、あるいはなされているというような事実も確認をしてございませんので、河川における P F A S を対象とした検査は実施しておりません。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 私からは、水道に関しての P F A S の検査について報告をさせていただきます。

明和町には地下水を原水とする水源地が 4 か所、三重県企業庁からの受水による配水池が 1 か所ございます。明和町の水源地 4 か所の原水に関しては、令和 5 年 11 月に P F O S 及び P F O A の検査を実施し、結果はいずれも定量下限値以下ということで、いわゆる測定器で検出できる下限値以下という結果となっております。

また、企業庁のほうの多気浄水場では、櫛田川表流水を原水としておる中、年 2 回の原水検査を実施しておりますけれども、こちらの結果も定量下限値以下という状況でございます。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3 番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

現在、定量下限値以下ということをお聞かせ願いました。少し安心をしております。

8 月 12 日の日経新聞か何かを読みましたら、国土交通省や環境省が全国の水道事業者に対して 9 月末までに検査の状況、これを報告するように求めて

いるんですけれども、こういうものには対応されているんでしょうか。こちら
答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） ご指摘というか、ご質問ありました件について
は、適切に対応させていただいております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。しっかりと対応願いたいと思
います。

この厚生労働省では、水道水について2020年にP F O S / P F O A、これを
水質管理目標設定項目に位置づけをして、P F O S と P F O A の合算値で50ナ
ノグラム・パー・リットル以下とする暫定目標値、これを定めております。明
和町としては、現在、健康に影響が出るような数値は出ておりませんが、
アメリカなどの研究を見ますと、こちらは可能な限り体内に取り込むフッ
素化合物はゼロナノグラムが望ましい、このように言われております。また、
現在、アメリカでは、検出可能下限値、これ4ナノグラム・パー・リットルな
んですけれども、これをこの4月に法的拘束力のある基準値と決めております。

そこで1点伺いをしたいんですけれども、水質管理目標設定項目は検査の
義務はありませんけれども、水質基準の検査に準じた検査を実施することが求
められており、水道事業者等は実情に合わせて検査を実施するべき、このよう
にされておりますので、今後ともしっかりと検査を行って、住民の皆さんに情
報を開示するように求めたいと思います。答弁を願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（肥留間 誠） 今後の定期的な検査の実施につきましては、先
ほど申し上げた令和5年度の検査において現時点で定量下限値以下、定量下限
値のほうで5ナノグラム・パー・リットルになりますので、一番厳しいところ
でおっしゃられた数値以下ということ、また、生活環境課長からもありました
ように、各水源地の水源保護区域内において過去も含めて影響を及ぼすような

施設の立地、こういったものが見られないということから、現時点で直ちに実施の必要はないとか判断をしております。

ただ、先ほど議員おっしゃられましたように、今後、国の検査が必須となってくる可能性もございます。こういった際には、遅滞なく実施、公表できるように備えてまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 住民の皆さんの本当、生活に欠かせない水ということですので、しっかりと検査をしていただきたいと思います。

続きまして、ダイオキシンについてお伺いしたいと思います。

広報めいわでの周知や議会への報告もございましたけれども、三重県と明和町の調査による令和4年度ダイオキシン類に係る環境調査結果で、町内の河川のダイオキシン濃度が環境基準を超過している、こういう結果がございました。環境基準値を超過した地点につきましては、上水場の取水源等はございません。また、健康への影響が生じる濃度レベルではないということでもございます。このような報告がありますので、健康被害などの心配はしなくていいのかなという、そういう思いを持っておりますけれども、大阪・関西万博が開催される夢洲の土壌汚染問題でもダイオキシンの話が出ていたので、個人的に少し気になっているところでございます。

このダイオキシン類は、世界中の環境中に存在をして、食物連鎖いわゆる食事をする、物を食べるということで、日常のサイクル、こういうことの中で主に動物の脂肪組織に蓄積をするという性質から、誰もが全ての人がそのバックグラウンドの中でダイオキシン類にさらされていると、これが現状でございます。通常であれば、特に健康に影響を及ぼすとは考えられていない、こういうことなんですけれども、毒性が強い可能性があるために、現在の日常生活でのバックグラウンドの曝露を減らす努力、これが必要であると、こういうことも言われております。直ちに大きな問題につながることは考えにくい状況であるということは十分理解をしておりますが、今後、明和町としてダイオキシンに

ついてどのような対応をされていくのか答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 明和町では、河川水に含まれるダイオキシン類が、議員おっしゃられるように、国の定める環境基準値というものを超えることがございます。その原因物質については、水田除草剤として使用されておりました農薬であるPCP、ペンタクロロフェノールというものの製剤由来であるということが調査のほうで分かってきております。PCB製剤については、1990年に全て農薬の登録が失効しておりまして、その後2002年4月には、農林水産省がその回収を指示をしております。2003年3月に農薬取締法による販売禁止農薬に指定をされておるといような流れがございます。

現在、検出をされておるダイオキシン類は、過去の農薬の使用によって圃場の土の中に蓄積をしておるものが代かき等の農作業に伴って水の中に放出をされ、農業用排水路を経由して河川に流入をしているものというふうに考えられます。このことは、河川水に含まれるダイオキシン類の濃度が、かんがい期いわゆる夏場に高くなる傾向が見られることからしても、ほぼ間違いのないのではないかというふうに思います。

ちなみに、農用地の土壌であったり河川の底質、底の土ですね、こういったものに含まれるダイオキシン類の濃度は、これまでの調査において環境基準値を大きく下回っております。PCB製剤が使用されることがない今、農薬由来のダイオキシン類が増加をすることはありませので、年月とともに時間はかかりますが、減少していくということでございます。

今後もダイオキシン類の調査を継続的に実施をしていき、新たに他のダイオキシン類が河川水に入り込むことを防ぐためにも、法律で禁止をされております野焼きなどの焼却行為が行われないう、引き続き周知と啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 詳しく答弁いただいて、ありがとうございます。

今後はあまり心配することはないのかなと、ただいまの答弁を聞いても思っておりますけれども、住民の皆さんの健康を守るという観点から、しっかりと県のほうも調査されると思いますけれども、明和町のほうとしてもしっかりと調査をして、もし何かあればしっかりと住民の皆さんに周知をしていただきたいと思いますので、こちらのほうよろしく願いいたします。

続きまして、質問替わりまして、大阪・関西万博への修学旅行・遠足についてお伺いしたいと思います。

5月22日付で、三重県教育委員会から各市町村等教育委員会事務局に対し、校外学習等における2025年日本国際博覧会、いわゆる大阪万博のチケット代支援に係る意向調査について依頼、こういうものが送付されております。政府は、修学旅行と校外学習合わせて120万人の子どもたちに大阪・関西万博に来てもらう。こういう目標を表明して、文科省と都道府県教育委員会を通じて学校への働き、これを進めております。

しかし、この大阪万博、3月には夢洲1区でガスの爆発事故が発生して、現在でもパビリオン予定地の複数地点から可燃ガスの発生、これが確認をされております。さらに、バスの駐車場から会場入り口まで1キロ近い徒歩移動となったりしますので、ピーク時の混乱や昼食場所の確保、また熱中症や雨天時の対応の困難、こういうことが想定をされております。道路や公共交通機関の混雑、災害時の避難経路も不明確など、数々の問題点が指摘をされて、修学旅行や校外学習で子どもたちを万博に動員することへの懸念の声が広がっております。本当に皆さん心配されております。また、大阪府内の市町村教育長からも、安全・安心の確保に大きな不安があるとして、必要な対応を求める緊急要望書、これが府の教育委員会に提出をされております。

日本共産党といたしましては、大阪・関西万博そのものの中止を求めてまいりましたが、このような状況から子どもたちの修学旅行、校外学習の行き先として大阪の関西万博を選定することは大きな問題があるのではないかと考えております。

そこでお伺いいたします。この万博のチケット代支援に係る意向調査について、明和町ではどのような結果となったのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 三重県教育委員会より発出された令和6年5月22日付「校外学習等における2025年日本国際博覧会、いわゆる大阪・関西万博のチケット代支援に係る意向調査について」に基づき、町内の小中学校に意向調査を行いましたところ、明和中学校から希望がありましたので、三重県教育委員会にその旨を報告したところです。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 答弁にございましたが、明和中学校の生徒さんが大阪万博のほうに遠足に行かれる、そういう予定があるということでございますね。初めにもそういう部分でちょっと私も心配しているんですけども、万博に対する大きな懸念材料、工事も遅れております。そういうところで費用も増大しておりますし、この間もニュースにされました石をつった休憩所、これも危険なんじゃないかとか、そういうような報道もございました。そういう部分でも、この万博へ行くということ、本当に大丈夫なのかなという、そういう思いをしております。修学旅行などの集団の宿泊行事、遠足を行う際には、子どもたちの安全確保が大変重要となってまいります。このような懸念材料についてきちんとした対応策、既に考えられているのでしょうか。こういう点をお伺いいたします。

まず、中学校の学習指導要領の解説、特別活動編「旅行・集団宿泊行事」の実施上の留意点についてどのように書かれているのかお示してください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 中学校学習指導要領の解説では、「生徒の心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経済的な負担、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などに十分配慮し、学校や生徒の実態を踏まえた活動となるよう工夫すること。特に、教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長さ

れるように事故防止のための万全な配慮をする。また、自然災害などの不測の事態に対しても、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。」とされております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 中学校のほうの指導要領の解説では、教師の適切な管理の下での事故防止等、万全な配慮をすると、こういうことが書かれているということでございます。今回、明和では中学校の子どもさんの遠足ということなんですけれども、小学校の指導要領の解説の中では、あらかじめ実地調査を行って、現地の状況や安全の確認、そういうところもしっかり把握するように、こういう部分が書かれております。

そういう部分で、次の質問をお伺いしたいんですけれども、修学旅行や遠足というのは学校教育活動の一環として位置づけられておりまして、文科省も先ほども言いましたように、解説や通知においてその実施に当たって、安全、環境、交通事故、経費、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などを十分に配慮すること、特に教師の適切な管理の下で生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をする、こういうことが言われております。遠足などで初めて行くような場所では、やっぱり中学校では下見をしなくてもいいというようなことも書かれているんですけれども、事前に現地の状況を把握していくことが必要だと考えていますけれども、今回、関西万博の遠足についてもちょうと下見は行われるんでしょうか、このことを答弁願います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 下見につきましては、大阪・関西万博が開幕する令和7年4月13日以降にできると確認しておりますので、下見を行い安全性の確保に努めたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 下見を行うということで、ちょっと先にお伺いになったときに、3名ぐらいの職員さんというか担当の方で行かれるという話もちょう

っと伺っておりますけれども、その人数で本当にその広い会場全部の下見ができるのかどうか、こういうことも大変心配をしております。

また、昨日ちょっとネットで見ましたら、この下見をした後で参加をしないと、こういう決定をしたら、下見に行かれた人の人数分、入場料を頂きますと関西万博のその実行される実施するところからの通知がされていると、こういうことも伺いました。下見というと、スーパーなんかの試食とかそういうのがあるんですけれども、別に観光しに行くわけでもないし、パビリオンを見るわけでもないし、本当に安全を見るための下見なので、本来であれば無料であるはずなのに、行くのをやめたということに対して、それだったら行った人の分の入場料を後から請求するというそういうような状況に関しましても、もう今、ネットの中でもこんなことで本当にいいのか、そういうような批判の声も上がっております。そういう部分に対してもちょっと大丈夫なのかなと思いを私は今持っております。

そんな中で安全性の確保の点から、遠足を行うことについて慎重に検討することが必要なのではないか、そういう思いもしております。安全性が確認できない場合、行先の変更また万博を選択しないという判断も求められてくると思うんですけれども、そういう場合どうされるんでしょうか、いかがなものか答弁をお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 下見を行った際に、安全確保に問題があると学校が判断した場合や、今後の情報の中で安全性が確保できないと判断した場合は、訪問を中止または行先を変更することで対応したいと考えております。

今後も子どもたちの安全を第一に考え、対応していきたいということで考えております。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 当然、安全が確保できない状況になった場合は、そういう対応をしていただく、これは本当に当然なことだと思うんですけれども、

4月13日の開幕、それから1か月少しぐらいで遠足という短期の間でそういうことが本当にできるのかどうか、そういうことも心配しておりますので、そういう部分もしっかりとお考えをいただきたいと思います。いろいろな情報を集めていただきたいと思います。

そして、今、課長さんのほうから答弁をずっといただいておりますけれども、以前、この関西万博のこの遠足の件に関しまして、下村教育長とも懇談をさせていただいた、こういうこともございました。その当時も、いろいろと教育長からのお考えを聞かせておりますけれども、改めてこの場で教育長の今現在のこの万博遠足に対するお考え、これをお示しいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 大阪・関西万博を校外学習で訪れることは、子どもたちの視野をグローバルにするものとする体験活動の一つとして、非常に有意義なものだとは思っております。また、チケット代の補償というのは、やっぱり保護者負担を考えたとき、本当にありがたい支援でもあります。しかしながら、議員が心配されることはごもっともな本当に心配であると考えてはおりますので、安全面については、今後、国際博覧会協会において対策が講じられると聞いておりますので、訪問する学校においては、その協会の対策を踏まえ安全に万全を期して参加していくものと、参加の場合は、そういう形でしていくものと思っております。ただ、そこについては、前お話もさせていただいたように、しっかりと本当に安全性が保てるのかという部分については、私どもから学校へも確認はしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 田邊ひとみ議員。

○3番（田邊 ひとみ） 万博ということで、私も自分自身、前回、大阪万博のとき小学生でしたが、そこへ行って本当に楽しい思い出がたくさんございます。本当に小さいときの記憶なんですけれども、そういう思い出は大変貴重な思い出

出となります。体験となります。ぜひとも子どもたちが本当に貴重な体験をして、それが人生の糧になる、そういう場に遠足になる、そういうことを望んでおりますので、そのためにも何としても安全確保が大事だと思います。これはもうしっかりその万博を主催する方々も考えていただいて、安全確保それができないのであれば、万博を中止する、もう万博自体を中止する、そういう決断もしていただく、そういうことも必要になってくるのではないかと、そういう思いもしております。明和町にはしっかりと判断をしていただきたいと思いますので、このことを述べさせていただきます。

この関西万博を含めて、本日質問させていただきました項目全て、住民の皆さんがこれからも安全で平和に暮らしていける明和町であってほしい、そういう思いからの質問でございます。これからも住民の皆さんの安全・平和、これを何よりも最優先に考えた慎重な判断、全ての面においてしていただきたいと考えております。このことを最後に申し上げまして、本日の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

こちらの時計で、20分まで休憩いたします。

（午前 10時 09分）

（午前 10時 20分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 中井 啓悟 議員

○議長（奥山 幸洋） 2 番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「カスタマーハラスメント対策の推進」、「地域計画策定の見直し」の2点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

（2 番 中井 啓悟議員 登壇）

○2 番（中井 啓悟） 議長より登壇の許可がありましたので、通告のとおり質問させていただきます。

初めに、カスタマーハラスメントにおける実情や対策及び対応について、次に地域計画の策定進捗や関係機関との連携はどうかなどについてお聞きいたします。

では、1 点目の質問になりますカスタマーハラスメントについてお聞きいたします。

もう聞きなじみの単語ではありますが、改めてカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラというのは、顧客等からの暴行、脅迫、酷い暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為によって、労働者に大きなストレスを与えるハラスメントのことを指します。

公務現場ならではの優位性などもありますが、官公庁における顧客等とは、来庁者全般、また教育機関では来校・来園者はもちろんですが、児童や生徒、保護者もこの対象になり、当然我々議会議員も含まれます。

昨年、9 月議会の一般質問でも言いましたが、何でもかんでもハラスメントだと過剰反応することに賛成はできませんが、大きな社会問題であることに変わりはなく、厚生労働省では関係省庁と連携し、令和 4 年 2 月にカスタマーハ

ラスメント対策企業マニュアルを作成し、この活用を呼びかけております。

これを受け東京都は、カスタマーハラスメントを防ぐ全国初の条例制定に向けた検討を進めており、他の自治体もその対策に本腰を入れつつある中、明和町内におけるカスハラ実態調査の実施、また現状把握はできているのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 中井議員から、カスタマーハラスメントについてのご質問をいただきました。

議員からもございましたように、カスタマーハラスメントは、職員に対して著しい精神的負担をもたらす行為であり、当町においても未然に防止すべきハラスメントの一つとして認識しております。

職員には、通常、住民の皆様などからの意見やご要望などに対して、しっかりと真摯に対応する姿勢が求められますが、例えば、同じことの繰り返しや、いたずらに長時間にわたる不適切な対応を強いられる場合、職員の大きな心の負担につながり、業務遂行に支障を来すこともあります。これに対し、職員が安心して業務に従事できる環境を整備することは、町としても重要な責務であると考えております。

現在のところ、実態調査は実施しておりませんが、職員のメンタルヘルスに関する負担を軽減するためにも、実態把握のための調査を今後全職員を対象に実施していきたいと考えております。

ハラスメントという事象が発生した際には、直ちに報告することになっており、現時点で明確なカスハラと認定した事象の報告はないものの、実態としてはそれに近い事象もあるかと思いますので、職員研修や啓発活動も実施し、引き続き未然防止に向けて取り組んでいきたいと考えております。

町民の皆様にも適切なコミュニケーションをお願いするとともに、安心して利用できる庁舎環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 調査はまだ実施していない。ですが、明確なカスハラ認定事象は今のところ発生していないとのことで、庁舎内範囲での答弁かと思いますが、質問の趣旨としましては、町内にある民間事業者等含めた町内全体のことをお聞きいたしました。

庁舎内での調査が実施されていない状況であれば、民間を含めた町内事業者に向けた調査も行われていないものと考えますが、庁舎に限ったことと言えば、うわさ話程度ですが、以前聞いたものとして、大声での威嚇や、長時間の職員拘束、先ほど町長もおっしゃられましたけれども、不当な要求など、これも金銭を伴うようなことも含めたそういうようなことなど、カスハラに該当し得る疑わしき事象はあったのではと推察いたします。

これを民間事業所等にまで広げると、恐らくカスハラに該当する事象は一定数あるものと考えますが、帝国データバンク四日市支店が行った県内企業を対象にした調査によりますと、約4人に1人がカスハラを受けたという調査結果が出ております。

この中で、カスハラとクレームの線引きが曖昧で判断が難しいとの声もあるとのことですが、このような意見を踏まえると、まずカスハラ対策のスタートになるべきものは、カスハラ定義づけであると考えます。

この定義づけに向けた取組を実施されているのかお聞きするとともに、あわせて、厚労省が作成したカスタマーハラスメント対策企業マニュアルをどのように活用しているのかもお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 町におきまして、カスハラ明確な定義は現在できておりませんが、本年度に入り北海道の札幌市広報局さんが作成いたしましたカスハラ啓発のチラシを活用させていただき、庁舎内にも掲示しているところでございます。

この中では、暴言、時間拘束、過度な要求、SNSへの投稿などを例に、中

傷、名誉棄損、侮辱、暴言などの精神的な攻撃、それから土下座の要求などの威圧的な言動、繰り返される執拗な言動、不退去、居座りなどの拘束的な行動などがカスタマーハラスメントに該当するとされております。

また、議員からもありましたように、令和４年２月に厚生労働省が作成いたしましたカスタマーハラスメント対策企業マニュアルでは、カスハラの実状と企業に取り組むべきハラスメント対策について記載されておまして、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により労働者の就業環境が害されるもの」というふうに記されております。名称は企業マニュアルとなっておりますけれども、自治体でも十分参考になるという内容でございます。

まだまだこのマニュアルの内容を町全体では活用できておりませんが、この中にあるように、まずは実態把握とカスハラの実態と判断基準、そして対策の必要性などを町としても全体のものとしてしっかりと認識していくことが必要というふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員。

○２番（中井 啓悟） 企業マニュアルが参考になるというところですので、活用できる部分は早期に取り入れていただければと思います。

また、答弁にもあったように、札幌市の取組は、現時点では先進例として多くの自治体から手本とされているようですが、これを踏まえて、改めて町関係施設の現状におけるカスハラ対策及び対応についてお聞きいたします。

今年度より、庁舎職員の名札が変更されましたが、これも一つの対策であり、来庁者に向けた啓発ポスターの掲示、また職員の研修や電話の録音など、一定の対策はなされているものと思います。

先ほども言わせていただきましたように、前提として、まずはカスハラの実態づけが必要であると考えますが、具体例を用いた適切な対応の指導など、どのような対策を取り入れておられるのか、現段階において実施されている取組

についてお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） ご質問いただきましたカスハラ対策の一環として、職員の名札につきましては、きっかけは職員からの提案でございました。課長会議などの議論を経て、明和町では6月から苗字のみの表記としております。松阪市では7月から始まり、県では8月から取り組まれたと、こういった傾向は全国に広がっている状況でございます。

また、庁舎の掲示ポスターは、先ほどの札幌市さんのポスターを活用させていただいておりますし、7月12日には全職員を対象にカスハラ研修を開催しております。この研修ではカスハラの基礎的な知識等を学んでいただいたところでございます。その他、カスハラが発生した際には所属長に直ちに報告することとなっております、発生時には三役や関係部署、町顧問弁護士等を含めて必要な対策を講ずることとしております。

その他、昨年度から、先ほどありましたように、役場庁舎の防犯カメラの増設をしたり、8月には松阪警察署から講師を招きまして、いわゆるさすまたの使い方とか、簡易な護身術などの研修を開催するなどの対策も講じておりまして、安心して働ける職場・組織づくりを目指して取り組んでいるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） こういうことは、ある程度のところまで度を越えてしまうと、刑事事件にもなり得ることもありますので。

先ほど答弁いただきましたように、松阪市は7月から、県は8月から、いろんな対策を進めていくということで、明和町の場合は、その対策が近隣自治体より進んでいるということも理解させていただきました。

また、7月12日に職員に対しての研修とか、防犯カメラなどの措置も講じていただいているとのことで、一定の取組が進んでいるものと考えますが、来庁

者に対しても状況に応じて、プライバシーの保護を前提とする中で、録音機器の導入なども安価に取り入れられる措置の一つであると思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。あわせて、もう一步踏み込んだ町民及び来庁者への啓発や、民間事業者に向けた調査等の取組も必須であると考えますので、要望させていただきます。

次に、カスハラを防止するためのマニュアル作成及び条例制定等の取組についてお聞きいたします。

冒頭でも触れましたが、東京都では条例制定に向けた取組が進んでおりますが、今後明和町においては、カスハラの明確化とともに定義を作成すること、また明和町で働く全労働者をはじめ、町職員、教職員の健全な職場環境を守るための一助となる条例やマニュアル等の作成が必要だと考えます。

将来に向け、今後必要となってくる取組の方向性をどのようにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） 議員から、東京都では条例制定の動きもあるというふうにありましたけれども、まず当町といたしましては、現時点で条例制定等の動きはしておりませんけれども、議員からもありましたように、まずはカスハラの定義の明確化と職員の意識共有が必要だというふうに考えております。

冒頭にもありました企業マニュアルでもありますように、要求内容が妥当性を欠くかどうかの判断について、個人によっても受け止め方が異なることから、マニュアル等の整備等により、一定の基準を示すことが必要と考えております。

また、判断基準として事前に基準を明確化し、職場としての考え方、対応方針を統一しておくことが重要と記されておまして、こういったことから、例えば明和町版のマニュアルの作成が必要と考えております。

現在、全国の事例や厚生労働省の先ほどの企業向けマニュアルなどを参考に、町のマニュアルの作成を進めております。こういった取組を通じまして、将来的には、町が作成したマニュアルが他の団体や労働者の皆様の職場環境改善に

少しでも参考になればというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 明和町マニュアルの作成を進めていただいているということですが、それを進めていただくと同時に、町内事業者に向けた調査も実施していただき、その実態把握を基に、明和町に即した定義の明確化にも取り組んでいただき、丁寧な対応と過剰過ぎるサービス、この違いとか、カスハラとクレームの線引きなどの判断が容易にでき、理解しやすく、誰もが活用できるマニュアルの早期作成及びもう一步進んだ条例策定に向けた取組をお願いさせていただきます、次の質問をさせていただきます。

次に、地域計画策定についてお聞きいたします。

地域計画とは、食料安定供給の確保に向けた農地利用の促進を図るため、農業経営基盤強化促進法により、2025年3月末までに農林水産省より策定するよう定められました。

実際のところ、人・農地プランを引き継いだ形となり、これまでは取組意欲のある集落単位で担い手等に集積・集約していくよう進められてきましたが、その範囲が地域単位になり、要は自治会単位から学校区単位みたいな感じで捉えておるんですけれども、その農業の未来を守るため、どの農地で、誰が、どのような農業をしていくのかといった将来の農地利用を明確化し、その実現を目指すものとされております。

明和町においても、各小学校区単位での説明会を実施してきておりますが、策定に向けた進捗をお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 当町の地域計画策定の進捗状況ということでご質問いただきました。

2023年、令和5年4月に施行されました改正農業経営基盤強化促進法により、2025年、令和7年3月末までに地域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域計画を策定するように定められています。

まず、町といたしましては、この地域計画の区域について検討を行いました。その結果、小学校区の5つの地区に分かれて計画策定を行うことを決定いたしました。令和6年、2024年1月から2月にかけて、5地区に分かれて各コミュニティセンターにおきまして、第1回目の地域計画策定説明会を開催いたしました。

この説明会では、この計画策定の趣旨、計画スケジュールなどをご説明させていただきました。この説明会の後、農業委員会で地域計画の基礎となる目標地図の素案の作成に着手いたしました。

素案の作成に向けては、まず区域の設定について検討しました結果、各地区とも農業振興地域内の農用地を基本に区域を設定することと決定いたしました。そして、この6月から7月にかけて、第2回目となります地域計画策定検討会を開催し、目標地図の区域設定の案をご出席いただいた関係者の皆様にお示しさせていただいたところでございます。

現在、産業振興課と農業委員会では、計画策定区域の設定を終えましたので、地域計画に位置づける担い手別の着色を行うに当たって、農地の受け手となる担い手の皆さんの意向確認を行い、現在集計を進めておるところでございます。

一定規模以上の耕作者を対象として、現在の農業形態、後継者、今後規模拡大を図られるのか、縮小をされるのかなどの意向を確認し、地域の実情に沿った計画を策定することを目的としております。この調査結果に基づき、今後農業委員会では担い手別に着色を行っていくことになります。

そして、12月には第3回目となります地域計画策定検討会を開催して、着色された目標地図の素案をご報告させていただく予定となっております。

この地域計画策定検討会でいただくご意見などを参考にしながら、目標地図の修正等を行い、そして2025年、令和7年3月末には地域計画が策定できるように進めていくようなスケジュールでやっております。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 農水省が定めた期限に向けて、懸命かつ順調に取り組ん

でおられるものと理解をさせていただきました。

目標地図の着色なんかについても答弁で触れられておりましたけれども、一例ですけれども、ちょっとモニターをお願いします。

この中で、地域計画説明会において提示された素案の目標地図の着色が複雑で見づらいとの意見があり、担当職員にはその旨をお伝えいたしました。

私も拝見いたしましたが、行政目線で作成した行政資料の典型とも思えるもので、担い手への委託状況の色分けが大変複雑です。情報の全てを伝えたい、伝えなければいけないと思う気持ちは理解いたしますが、今後は目標地図の修正をしていっていただけるとのことですので、大規模委託とそれ以外とに絞った色分けをするなど、見る側に配慮した、また参加者全員が理解しやすい資料作成とともに、一体感が持てる説明会の開催を心がけていただくようお願いをいたします。

このようなことも踏まえ、次に、関係機関との連携及び信頼関係の構築についてお伺いいたします。

私自身も説明会に参加させていただきましたが、そのときに感じたのが、行政関係者だけが理解し先行して、行政関係者間での連携は取れているものの、農業者をはじめとする農地所有者、担い手、ＪＡ、改良区などとの連携や信頼の構築が十分になされていないのではと感じました。

また、地域で取り組んでいくとはいえ、家族経営などの小規模農家に対し、来年の３月までに１０年後の姿を求めていくことにも時間的な不安があります。

新たな事業で手探りの部分はあるかと思いますが、関係者全てがこの計画を理解、納得し、信頼を築き連携していくために、今後どのように進められていくのかお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） ご質問いただきました関係機関との連携についてお答えをいたします。

この地域計画策定の説明会、検討会には、代表自治会長、担い手農家、農業

委員、農地中間管理機構、J A、土地改良区、松阪農林事務所など、広くご出席をいただいております。

議員より、関係者との連携や信頼の構築が十分になされていないのではとの意見をいただきました。町としましては、丁寧な説明を心がけているところですが、新たな制度であり、近隣での先進事例も少なく、国・県にも相談をしながら試行錯誤し、進めている状況でございます。

第2回の検討会の冒頭には、改めて本計画策定の目的や趣旨などをご説明し、出席の皆様に計画策定の必要性について理解を深めていただけるよう努めてまいりました。

また、8月には、各自治会に向けまして、地域計画策定の目的、現時点での目標地図の区域設定案の回覧をお願いし、町民の皆様への周知にも努めているところでございます。

この地域計画は、令和7年3月末までに計画策定をいたしますが、策定後も、地権者も担い手もよりよい形で農地を維持管理できるよう、随時見直しを行い、徐々につくり上げていく計画であると考えておりますので、引き続きのご協力とご理解をお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 丁寧な説明は心がけていただいておりますが、参加者の中には、計画の内容については理解できるものの、やはり先ほども言わせていただいたように、行政関係者だけが策定期限に意識が行き過ぎていないのか、農業者をはじめとした関係者との連携が十分でないうちに先行して進んでいっているのではないかという声もあり、私自身もそのようにちょっと感じておりました。

今後は、連携、信頼の構築も意識して取り組んでいただくとともに、国や県からこの地域計画に関連する補助事業などが今後出てくるものと思いますので、関係者がしっかり活用できるよう、そのような面でのサポートも引き続きしっかりしていただくようお願いをして、次の質問をさせていただきます。

次に、都市計画をはじめとした地域計画に関係する各計画との関係性についてお聞きいたします。

明和町では、人口減少対策に関連する計画や、明和北小学校や町関係施設周辺の土地利用計画、また商工業振興における企業誘致など、農地に関する事業や計画が各課にわたって存在しておりますが、地域計画との整合性やバランスは保たれているのか。また関連各課での調整は行われているのかをお聞きいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（坂口 昇） この地域計画・目標地図の策定を担当しております産業振興課・農業委員会事務局としまして、計画策定に当たりましては、町の政策を反映する他計画との整合を図るため、当初より、まちづくり戦略課と策定方針に関して協議を行うなど、密に情報を共有し取り組んでまいりました。

しかし、地域計画は、農業振興地域内の農用地を策定区域としておりますので、土地利用や企業誘致などの計画と整合を図るためには、地域計画の見直しだけでなく、農振・農用地からの除外手続も必要となります。

これらの変更を行うためには、明確な計画根拠に基づかない状態では見直すことが難しいことから、現在まちづくり戦略課で策定を行っております立地適正化計画などの計画内容が固まった段階で、計画間の整合を図るため、改めて地域計画策定検討会にお諮りし、地域計画の見直し検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 中井啓悟議員。

○2番（中井 啓悟） 人口減少、高齢化対策としての住宅開発や企業誘致などを推進する農地利用が不可欠であるだろう計画、また相対的にそれと反対といばいいんですかね、今回の地域計画と農地保全などの計画もあり、計画の綱引きのような状態は避けられないもので、それぞれ各計画の整合性を保っていくのは容易ではないものと思います。

先ほど答弁でも言われたように、先日行われた総務産業常任委員会、まちづ

くり戦略課での都市計画マスタープランにおいて、立地適正化計画についての資料がございました。これは人口減少及び高齢化対策として効果的な土地利用を通じ、コンパクトに集約されたまちづくりを進めていく計画で、農地にも大きく関わってきます。

これら土地利用に関わる計画との連携及び整合性を図るためには、まずは町として、この先まちづくりを推進していくための柱となるビジョンを定め、流動的な世間の動向を常に捉えながら、各課が連携し、臨機応変に対応していかざるを得ないものと思います。改めて、町長を軸に一体感を持ったぶれない計画の推進をお願いいたします。

この地域計画は、将来農地の適正管理を主な目的としておりますが、先ほども言いましたように、家族経営などの小規模農家に10年後の予測を立てるのは困難な場合もあり、計画の取扱いを間違えれば小規模農家への圧力ともなり、淘汰されていくのではという不安も感じております。

明和町の第1次産業として安定した農業の継続ができるよう、様々な立場の視点から、誰一人取り残されることのない計画の推進をお願いいたしまして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

7 番 北岡 泰 議員

○議長（奥山 幸洋） 3番通告者は、北岡議員であります。

質問項目は、「安心安全のまちづくりを求めて」と「公立小学校の長寿命化計画について」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（7 番 北岡 泰議員 登壇）

○ 7 番（北岡 泰） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきますと思います。

安心安全なまちづくりで 5 点と思っておりますが、時間の関係上、飛ばすかもしれませんので、ご容赦いただきたいと思います。

まず、安心安全のまちづくりを求めてで 1 点目、女性防災担当職員及び女性・子ども・高齢者の備蓄用品についてお伺いをしたいと思います。

国は、2011 年 12 月に防災基本計画を修正し、避難所での女性への配慮を盛り込みました。さらに、2013 年には防災に関する男女共同参画の指針を策定し、2020 年にはその改訂版となる「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を作成いたしました。

取組のポイントとして、1、避難所での男女別の物干し場や更衣室を設ける。2、避難所運営のリーダー・サブリーダーの 3 割以上を女性にする。3、自治体の防災担当職員への女性の採用・登用を促進するなどを掲げています。

最近の国の調査では、2023 年 12 月 31 日時点で、全国 1,738 市町村の防災危機管理部局における女性職員の比率は 11.5%にとどまっており、5 割を超す 966 自治体では女性職員はゼロであります。これが資料 1 の 1 のところでございます。明和町もゼロだと思います。

また、地域防災計画を審議する都道府県の防災会議に占める女性委員の割合は平均で 22.2%。2012 年の 4.6%からは大きく改善されましたが、国が目標とする 30%にはまだ届いていない現状が報道されています。

女性の視点は、災害への備蓄用品にも影響いたします。2022 年の国の調査では、防災担当の女性職員が 1 割以上の市町村は、ゼロの女性職員の市町村に比べまして、女性や乳幼児向け用品、介護用品の備蓄割合が高い傾向が見られました。

避難所において女性が避難所運営に関わることによりまして、今回の能登半島地震の避難所になっている珠洲市内の小中学校では、女性看護師の提案で下着や紙おむつといった支援物資を保健室に置き、女性民生委員を交代で常駐させ

るという対応をとった結果、女性避難者から「人目を気にせず用品を取りに来られた」との声があったそうでございます。

明和町にあっては、防災・危機管理部局に何人の女性職員が配置されているのでしょうか。また今後の増員の予定はあるのでしょうか。また、女性や子ども、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況についてお伺いをいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 北岡議員から、防災・危機管理部局の女性職員配置と今後について、そして、女性や子ども、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況についてのご質問をいただきました。

まず、防災・危機管理部局における女性職員の配置でございますが、令和6年4月1日の機構改革と人事異動により、これまでの総務防災課から新たな防災安全課を設置し、防災対策の強化を進めているところでございます。

現在の防災安全課の職員は、5名の男性職員と女性1名の6名の正規職員に、集落支援員と会計年度任用職員の8名、そのうち女性が2名というふうになっております。

防災の主担当は、課長も含めて男性3名で、女性の正規職員は配属していない状況でございますが、防災対策は防災担当課だけではなく、総務グループなどの他課との連携も含めて想定しております。総務グループでは、正規職員31人のうち女性職員が10人いることから、災害時だけでなく通常時も連携して業務を行うことが可能な体制としているところです。

また、災害時には、職員参集基準に基づき職員が配備につきますが、避難所など、女性の視点も生かせるよう配慮しながら進めることが必要というふうには考えております。

今後の職員配置については、人事は本人の希望、能力・スキル、職歴など総合的に判断して行うことから、現時点で女性職員の増員などについて明確な回答はできませんが、こういった平常時・災害時にかかわらず、女性目線を大切にした防災体制の確立の重要性は認識しているところでございます。

次に、女性や子ども、高齢者が必要とされている備蓄用品の状況につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 女性、子ども、高齢者を対象とした備蓄品につきましては、生理用品、子ども・高齢者用の紙おむつを備蓄しておりますが、南海トラフ巨大地震などの大規模災害を想定すると、数量は十分とは言えません。また、女性用下着や乳幼児のための液体ミルク、調整粉乳、哺乳瓶等の備蓄はできていない状況でございます。

不足する備蓄品等は、こちら「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」にも記載されておりますが、関係団体・企業様と調達の協定を締結いたしまして、発災後できる限り早い段階での調達を想定しておるんですけれども、災害の規模等によりどのような状況になるかは予測が困難です。

また、女性、子ども、高齢者のみならず、災害時に配慮が必要な方々がたくさんいらっしゃると思いますので、町としても引き続き合理的な配慮を念頭に、備蓄品のみならず、避難環境の改善に努めていきたいと考えております。

一方で、備蓄につきましては、保管場所や財政面、耐用年数等の制約もございまして、行政としては多くの方に共通し、命に直結する食糧や飲料、防寒具等に注力せざるを得ない部分もございます。災害からの避難とは、避難所に来ていただくことだけを意味するものではございませんので、各ご自宅の耐震化であったりとか、1週間分の備蓄の備えなど、自助を大前提とした避難生活の改善、または地域で協力して助け合っていただく共助につきましても、防災訓練や地域防災懇談会の場で、より一層周知のほうをしていきたいと考えてございます。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） そういう答弁が返ってくると思っておりましたけれども、拡大すると非常に見にくいんですが、明和町のところがございます。少し明和

町の位置を左のほうにずらしていただきますと、備蓄内容、財政のこともいろいろあるんでしょうけれども、明和町は非常に周辺自治体と比べて、女性の目線とかそういうものが全くない、乳幼児の部分も非常に欠けているというふうに思われます。

ぜひ、この一覧を見ていただいて、どこをどんなふうにこれからしっかりと補充していくんだと。能登の地震なんかを見て、あの建物が潰れていった人にね、持って来いってよう言いますか。あれと同じようなものが来るんだと思えば、耐震補強ができていないおちは潰れますよ。そんなもん持って来れせんわ。だから、ある程度のものはしっかりと備蓄するというのが行政の姿勢やと僕は思うんですけれどもね。そこら辺をぜひお考えいただきたいなと思います。

一つお伺いしたいのは、このジェンダーの目線での考え方で、一般社団法人のジェンカレッジというそこの代表理事で、内閣府の男女共同参画推進連携会議にも参加をされている櫻井さんという方が、私どもの公明新聞にこういう投稿を書いております。2015年に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議を見学して、この方が学生の時代です。東日本大震災の際に避難所で性暴力を受けた、生理用品をもらえなかったと、10代の女性たちが実態を語る姿、マスコミには取り上げられませんでした。少なかったですけども、暴行、それから犯罪、たくさんあったということでございます。災害大国日本で、若い女性がしっかりとこういうジェンダーに関する知識を身につけて、災害時に自分を自分で守る必要性、こういうものをしっかりと身につけないかんというふうにこの方は思って、女の子のための防災ブック、そういうものを作成して今配布をする活動を立ち上げることをやっておるそうです。

この方が、災害時、女性や子ども、脆弱な状況の人々は、より大きな影響を受けます。固定的な性別役割分担意識は非常時の対応にも反映されてしまい、避難所での家事・育児など、ケアワークの女性への集中、配偶者などからの暴力、性暴力の発生といったジェンダー課題が深刻になりがちです。自治体の防

災関連部局や地域の女性防災組織に女性リーダーがいるか、避難所のトイレの想定個数や設置場所は女性や子どもに配慮されているか、女性専用スペースはあるかなど、今すぐ確認できることはたくさんあるというふうにこの方は訴えられています。

そこら辺で、私は、明和町の防災アドバイザー設置要綱、それから防災会議条例、そして防災対策プロジェクトチームの設置要綱、ここをちょっと見させていただきましたがけれども、女性リーダーというものが全く記入されていませんよね。リーダー・副リーダーを置くというのがあります。サブリーダーを置くというのがあります。やっぱりここに女性リーダーというものをしっかりと位置づけて、ここでしっかりと女性の目線、その感覚を取り入れていただいて、それぞれ様々な災害が起きたときには避難所ができますよね。そこにまた女性の一般の方のそういうリーダーを育成して、女性リーダーの目線でしっかりと避難所運営もしていただくと、こういうものを今から準備しないと間に合わない、こういうふうに思いますので、ぜひこの要綱、また条例、しっかりそこを見直していただきたいと思うんですけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 先ほど、北岡議員からご提案いただいた、本当に私も思うところがあります。そういうふうな面で、もう一度確認をさせていただきながら、そういうふうな女性目線で対応できるように、早急に取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） もう一点でございます。

これは、令和6年6月、この能登半島地震を受けて、国の防災基本計画が修正をされました。ここに避難所の運営のことやいろんなことが新しく目線を入れ、女性目線だとか、実際に起きた課題だとかを入れて、この計画が修正をされました。

明和町の災害予防計画、ここもしっかりと修正しなければいけないと思うんです。私はこの9月議会に出てくるのかなというふうに楽しみにしておったんですけれども、ここら辺の災害予防計画の見直しをされるかどうか、この点についても町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 災害予防計画、町でいうと地域防災計画ということで、まだ6年度の部分に今見直しをかけている状況なので、そのご意見も踏まえながら検討していきたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、災害時の福祉的な支援及び保健衛生環境の整備についてお伺いをしたいと思います。資料は1の2でございます。

本年元旦に発生した能登半島地震から9か月が経過をいたしました。現在も多くの住民の皆さんが避難所で暮らされています。

国の中央防災会議は、今年6月、災害対策の基礎となる防災基本計画を修正いたしました。ポイントは今回の能登半島地震で高齢者や要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性を明記されました。

具体的には、市町村に対して避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた食事、入浴・洗濯など、生活に必要な水の確保に努めるよう要請されております。

また、指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなどの早期設置に加え、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラーを明示し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努めることを市町村に要請をされました。

今回の地震でも有効でございましたトイレトレーラー、前回は質問させていただきましたが、この配置に努力することも明記をされております。トイレトレーラー、トイレカーですね。こういうものは国からの普通交付税や緊

急防災・減災事業債など活用が可能です。災害応急対策の福祉的な支援及びトイレカーなどを含む保健衛生環境の整備について、今後の明和町においての取組をお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） ご指摘の間仕切り、段ボールベッド、食事や水、トイレ等の重要性についても、町としても認識しております。

先ほどの備蓄品の答弁と同様、公助には限界もございますけれども、工夫しながら、できる限りの充実に努めてまいりたいと思っております。

段ボールベッドにつきましては、湿度等の状況によりまして、長期保管が難しい場合もあるため、協定締結による発災後の調達を想定いたしまして、大阪府八尾市のＪパックス株式会社様、そして町内のヤマニカートン株式会社様と３者協定を平成30年８月に結ばせていただいております。

Ｊパックス様は、どの工場でも作りやすい設計の段ボールベッドを作成されておりまして、災害時にはこのパートナーシップを結んだ段ボール制作会社に設計図等は無償提供することで、発災後に被災地外から輸送する仕組みをしておる会社でございます。なので、段ボールベッドが不足する場合等は、そのまますぐに協定に基づきまして調達をしていただけるということでございます。

また、トイレにつきましても、現在進めておりますマンホールトイレの整備など、さらなる充実を図っておるところであるんですけれども、トイレ本体は避難所の建物等の設備が使える場合もございます。局所的、小規模的な災害であれば、トイレトレーラー、トイレカーとかが効果的だと思われましても、この地域で懸念されます南海トラフ巨大地震のように広範囲の激甚災害となりますと、津波の浸水や液状化で輸送が困難となることも考えられますし、まずトイレ処理剤の処理回数充実を目指しまして、避難所の建物設備であるトイレが故障した場合、不足する場合に備えた簡易トイレとトイレテントの備蓄に注力というか、そちらのほうをしていきまして、適宜数量等については見直していきたいと考えてございます。

また、先ほどもお話ちょっとありましたけれども、自助・共助の部分につきましても、引き続き周知のほうはしていきたいと考えてございます。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 前は、トイレトレーラーというのをお願いしたんですけれども、同様に、今回の国のほうの対策で7割は国が持ちましょと、3割自治体負担ですよみたいな形で、トイレカーというのがあるというのを私今回知りまして。トイレトレーラーですと牽引免許とか、いろいろ要るそうでございますけれども、これは車にもうトイレがそのままセッティングされておるのが、小型と中型と大型という形であるそうでございます。

今回、こういう地震があつて、国のほうがまずはこういう整備を進めましょというんで、今各自治体が、これは消防自動車を造ってみえるメーカーさんなんですけれども、そこがトイレカーなんかを。どんな状況ですかといってお伺いしたら、各自治体から今発注が来ていますと。

私が電話させていただいたのは関西支社でしたので、関西のほうでも今名前を挙げられるのはもう十何件ありますよということで一覧をもらいましたけれども、関西、中部、ほかのメーカーもたくさん消防関係の機械がありますので。

これはいいなと思ったのが、位置情報とか、I o Tといっているいろんな情報を発信できるようになって、トイレの位置であるとか、タンクはどのぐらいいっぱいになっているとか、全て情報が出せるようになってくるんです。こういうものをやっぱり積極的に取り入れたら、僕はいいんじゃないかなというふうに思うんです。

なぜかという、荒木課長さんとちょっと打合せをしておったときに、消防団の皆さん方、家屋の火災を鎮火した後、見守りがありますよね。この見守つとる間に消防団の皆さんはおトイレどうするのということを話をしとって、いや、大変苦労しとるんだということでございましたので、中型車両でも1台おトイレが、小型だと1つしかないんですけれども、中型だと3つぐらいはセッティングできる、洋式便器だったら。大型だともっと大きくなるんですけれど

も。こういうものがあれば、消防団の皆さん方がずっと安心して夜間の見守りもできるのではないかなというふうに思うんです。これから女性の消防団さんも活躍してもらおうと思うと、おトイレの整備の部分というのは、やっぱりしっかり整備していく必要があるのではないかなと思って今回質問させていただきました。

せっかく国のほうが今出しまししょうと、後で学校の空調の関係も体育館の質問もするんですけれども。期間がきつとあると思うんです。何年までにこれを整備したらこの交付税で措置をしまししょう、対策債で見まししょうという話が。だから、今早く検討しないと、今度いざ導入しようかなと思うときは自分のところで全部持たなあかんという話になってしまうかもしれませんので、他の自治体が非常にもう、メーカーさんに問合せが来とるということで聞いておりますので、ぜひ一度ご検討いただけたらなというふうに思います。

また、これ車ですので、そのまま処理場に行って排出もできるということになっているそうですので、いちいちバキュームカーを呼んで抜くという必要性もございませんので。こういうものもあるんだということで、一度ご検討いただいたらなと。

これも一つの、明和町にいろんな催しもありますよね。トイレがないところなんてたくさんありますので、そういうところでも利活用もできると思いますし、常時は消防署に置かせていただいて管理をしていただいたらいいのかなというふうに思いますけれども、そこのお考え、課長さんと消防団。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） お話いただいた中で、私のほうも付き合いのある業者さんのほうに確認いたしまして、やはり各自治体からオファーがあつて、なかなか納期もというぐらい人気ですよというような感じのお話を聞きました。

また、先ほど北岡議員のほうからいただいた消防団の関係も、私も消防団員でございますので、よく火事の現場でのそういうトイレ事情、一回家帰るわとか、そういうのもあつたりして、なかなか厳しい状況であります。

ですので、今回このようなご提案をいただいた中で、緊防債等の絡みはあると思うんですけれども、トイレトレーラーではなくトイレカーということですので、自走できるタイプのものですので、その辺については、今までですと、イニシャルはこちらの緊防債等で大丈夫ですよ、町の負担はあんまりないですよ、ただゼロではないです。ただ、さらにランニングがかかりますよという中で、それを維持するために置いておくのはもったいないかなという考えではございましたが、日常使いについてもいろいろなこともできるということで、いわゆる減価償却的な、価値を償却できるのではないかという発想から、また改めて導入については検討していきたいなとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ、クラウドファンディングも使えるそうでございますので、残りの自分とこの負担の部分は、いろいろ検討していただくとありがたいなと思います。

すみません。想定しておった2つを飛ばさせていただきます。リチウムと婚姻届の記入例は、ちょっと抜かさせていただきますので申し訳ございません。

次、マイナ保険証の普及と利用促進についてお伺いをしたいと思います。

今年の12月2日から、従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードで保険証利用を基本とする仕組みに移行してまいります。円滑に移行するためには、政府としてマイナンバーカードの総点検等を行い、国民の信頼回復に努めてまいりました。現在は、本年5月から7月をマイナ保険証利用促進集中取組月間として、医療団体との連携や、あらゆるメディアを通じて広報展開を今されているところでございます。

一方で、地方議会においては、健康保険証の存続を求める意見書、健康保険証廃止の見直しを求める意見書などが採択される動きが相変わらず続いております。その際に、本来マイナ保険証を推進すべき保守系の議員までも、国民の不安が払拭されるまでの当面の間は健康保険証を存続したほうがよい等々、根

拠のない理由で可決に加担してしまうなどの状況が見られております。

こうした状況を踏まて、地域住民の皆さんが安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や、質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。一人でも多くの方にデータに基づくよりよい医療が受診できる、高額医療費などの手続の簡素化ができるなどの医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取組を進めてまいりたいというふうに思います。

まず、マイナ保険証利用促進のための広報活動の取組についてお伺いをします。

現在、マイナンバーカードは国民の81%、1億159万125人が保有をしているそうでございます。その一方で、健康保険証としての利用は全体の7.73%にとどまっている状況だそうです。

活用法の一つとして、マイナンバーカードはデジタル社会における公的基盤であり、保険証として利用してもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額療養費制度の限度額適用認定証が不要になるなど、患者さん、医療現場、それぞれに多くのメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及・活用など、日本の医療デジタル化を進める上で重要なベースとなると考えます。

また、今年度10月1日から始まります带状疱疹ワクチンの立替え払い還付につきましても、間に合わないかもしれませんが、マイナンバーカードを保険証として活用すれば、申請不要で自動還付が行われれば、メリットの分かりやすさを示すこととなると思いますが、執行部の皆さん方のお考えをお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 議員仰せのとおり、マイナ保険証を活用いたしまして、予防接種費用の立替え払いが申請不要で自動還付となれば、それはメリットとして大変分かりやすいと思いますが、予防接種事務のデジタル化

の取組におきまして、現状ではまだそのような対応ができるようにはなっておりません。

国の計画では、今後医療DXの様々な取組が進められ、それに従い、マイナ保険証のメリットも拡大されていくと言われております。町といたしましては、国の動向を注視し、情報収集を行い、順次そのメリットについての分かりやすい周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） では、活用法の2としましてお伺いしたいと思います。

大規模な地震などが起きた際に、開設された避難所において、マイナンバーカードを使って入退所管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続がスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握にかかる時間が10分の1に短縮されたという情報があります。また、薬剤情報も必要量を正確に把握できるため、スムーズな支援提供要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られたということでございます。

さらに、一部地域においては「救急医療における患者の健康・医療データの活用」という消防庁の実証実験事業が行われております。これは例えば、自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまって救急搬送される場合等に、救急車に装備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると、既往症はあるのか、どんな薬を服用しているのか等の情報を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというもので、近い将来に全国展開する予定と伺っております。

このように、社会全体で医療デジタルを進めていくために、このマイナ保険証は重要であり、保険証を廃止しマイナ保険証へと移行する本年12月2日までに、円滑に移行していくことが極めて重要であると考えます。

そこで、マイナ保険証の利用促進に向けた取組についてお伺いをいたします。

7月4日に、厚生労働省の保険局医療介護連携施策課により、「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けたご協力をお願いについて」という事

務連絡が発出されております。これを見ると、利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。ぜひこのようなものも活用しながら、この12月に向けての広報活動を強力に推進し、住民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 情報発信の取組についてお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険の方には、新しい保険証を送付の際に、国からのサポートメニューを活用したリーフレットを作成いたしまして同封をさせていただいております。

また、国保の方に限らず、全ての住民の方に向けて、国から提供いただいた動画を行政チャンネルで放送したり、町内ショッピングセンターのデジタルサイネージでも、このサポートメニューを利用して情報発信に現在努めております。

このような取組を通じて、今後も引き続き周知を図ってまいります。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、マイナンバーカードをいまだに保有していない方への対応についてお伺いをしたいと思います。

マイナンバーカードの利用シーンが拡大してきて、住民票も近くのコンビニですぐ取れてよかったとか、母子健診の受診券として使い、マイナポータルで結果がすぐ見えるとか、身近なところでもその利便性を実感する声が増えてきております。7月時点で国民の81%が保有されていますが、まだ取得したくてもできない方が、特に高齢者を中心にいらっしゃるようでございます。

現在、総務省では、来庁が困難な方に対して、「施設等に対するマイナンバーカードの取得支援」という事業を実施しており、行政の皆さん方が希望のあ

る施設や自宅に出向き、一括して申請を受け取ることができます。その際に、出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日、郵便等でご本人にお届けするというものでございます。

将来的なマイナ保険証による医療デジタル、これを考えますと、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であると考えます。また、高齢者の方などの暗証番号の設定や管理の負担を軽減するため、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードを医療機関や薬局などで利用していただけるような対応もされております。

そこで、明和町におけます施設等に対するマイナンバーカードの取得支援の取組状況をお伺いします。

また、高齢者施設や高齢者世帯などに対して、このような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を推進していくことが極めて重要であると考えますが、明和町の取組の状況についてお伺いをいたします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） ご質問の取得支援の取組状況についてお答えさせていただきたいと思います。

現在、高齢者施設等に入所されている方や高齢者世帯の方、さらに病気や障害等の理由で外出困難な方を対象に、町職員が施設や自宅へお伺いしてマイナンバーカードの取得のサポートを現在実施させていただいております。カードの交付につきましては、原則、本人限定受取郵便での郵送をしております。この支援についての周知は、ホームページ、広報紙、自治会回覧、LINEなどで行っております。

また、先ほどご質問の中にもありました暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードのご案内も行っており、実際に発行もさせていただいているところです。

今後も、マイナ保険証を保有することを希望される方に対しての取得支援に

取り組んでまいりたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 行政チャンネル等をまた活用していただき、どんどんこの発出をしていただきまして、マイナンバーカードの取得が推進できるよう、よろしくお願い申し上げます。

次の質問にいきます。

2点目、公立小学校の長寿命化計画についてお伺いをいたします。

長寿命化計画の具体化及び過去のバリアフリー工事において施工されなかった部分の改修についてお伺いをしたいと思います。

統合小学校が完成した後の既存の2小学校につきまして、長寿命化計画の具体案はあるのかお示しをいただきたいと思います。

1つは、外壁塗装・屋上防水に関しての前回の施工年、経過年数、計画予定。

平成16年前後のバリアフリー工事において、トイレの完全洋式化をできなかったのはなぜなのか。当時の教育委員会と学校側の打合せ記録等を基にお示しをいただきまして、教育委員会の方針であったのか、これは教育現場のほうの考え方であったのかをお示し願いたいと思います。

また、教育現場からは、学校トイレの早急なる完全洋式化を求められていますが、その計画があるのかをお示してください。また、なければその根拠をお示しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 斎宮小学校、そして明星小学校、それぞれ昭和53年、54年に建築されました。それ以降、両校ともに改修工事、外壁塗装でありましたり、屋上の防水等を行っておりませんので、ともに45年以上経過しているのが現状でございます。

まず、その2校の長寿命化改修工事の計画予定についてですが、令和4年度に行いました公共施設長寿命化計画策定業務委託により策定した計画案では、

まず事業期間を３期に分けて工事を行うよう予定しております。

具体的には、１期工事、防水の改修でありましたり、外壁改修、そして建具改修等々を想定していますし、２期・３期工事で内装改修でありましたり、照明器具のＬＥＤ化、トイレの洋式化等を計画しております。

ただし、２校同時で行うということは財政的にも大変負担が大きいので、年度をずらして行うなど、長期工事になることも想定しておきたいと考えております。

次に、トイレの洋式化率についての質問もいただいておりますので、斎宮小学校では４８％、明星小学校で４５％となっております。平成１４年度に斎宮小学校、平成１６年度に明星小学校のバリアフリー工事を行い、多目的トイレの設置、また明星小学校については、一部和式トイレから洋式トイレへの改修工事を行っておりますが、議員よりご指摘の教育委員会と学校側の打合せ記録は見つけることは、正直なところできませんでした。そのように報告を受けております。

バリアフリー工事の中身としましては、トイレの整備のほかに、車椅子の出入りが可能なエレベーターの増築、そしてまた段差解消スロープの取付けなどとなっております。

それから、学校トイレの完全洋式化計画はあるのかという質問もいただきました。文部科学省が約３年おきに行っている公立小中学校の施設状況調査における平成２８年調査では、トイレの洋式化率の全国平均が４３．３％、それから県平均が４１．５％、明和町平均が４３．１％となっております。教育上の観点から一定数の和式便所も必要という方針の学校設置者もありまして、平成１６年当時にはトイレの完全洋式化までの考えはなかったのかなとも思われます。

なお、文部科学省の令和２年調査、令和５年調査では、洋式化率が大幅に伸びております。全国的に洋式化が進んでいる現状がございます。

当町においても、明和北小学校におきましては洋式化率１００％を予定して、今工事も行ってもらっておるところでございますので、当然のように、斎宮小学校、明星小学校においても、長寿命化改修工事において完全洋式化を目指す

よう計画しています。

改修工事の開始時期につきましては、先ほども申し上げましたが、明和北小学校が完成した後の、いずれにしましても、令和8年度以降順次実施できるよう、財政とも相談しながら進めていきたいなと思っておるところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） なるべく早くということですね。

この前、明星地区の議員の皆さんで学校側の教職員の皆さん方のご意見をお伺いして、今回こんな質問になってしまったんですけれども、令和4年に計画立てて、財政の問題もいろいろあるんでしょうけれども、いまだに進んでいないという。

僕がぱっと考えて5億ぐらいは要るんだろうなと、明星小学校だけです。そういう感覚で僕は見ていたんですけれども、この5億、町長は、すぐ出すというのは難しいでしょうけれども、でも出さないと進みませんよね、どっかで。8年度以降のどっかでというふうに、今教育長は言われましたけれども、財政は県から副町長さんに来ていただいて、財政をこうやって今一生懸命計算をさせていただいていると思いますけれども、めどはつきますか。そこら辺のお考を。

お金を出すのは町長さんですからね。教育長はお金ないんですもん。教育長も僕らと一緒に何とかしてくれ、はようしたいんやと言うところだと思いますけれども。どこでという判断はぜひ早くしていただきたいなと思ってお伺いをしたいなと思います。

このトイレに関して、完全洋式化を目指すということで、非常にありがたいなというふうに思っておりますけれども、TOTOというメーカーさんの見解が書いてありまして、このTOTO広報というのは、和式トイレのメリットはほとんどありませんと、もう十何年前に出しとるんですよ。なぜかという、もう2015年に和式トイレ自体がJIS規格から外されとるんですよ。もうないんですよ、国の基準が。ということは、もう和式トイレは必要ないという考え方だというふうに思いますし、2020年時点での和式トイレの出荷数というのは、

全体の0.3%という現状だそうです。

結局は、今回改修してもらうのは学校内だけじゃなくて、明星小学校ですと体育館にトイレありませんので、屋外トイレのほうもやっぱり改修をしていたかなあきません。そこら辺の予算もしっかり見ていただきたいなというふうに思ってこんなお話をさせていただいています。

あと、全国の小中学校における洋式化というのは、今57%ぐらいなんです。我慢する子の増加、衛生面からも洋式化を求める声が上がっている。明星小学校の先生方からも同じご意見でございました。

和式トイレは、便器の周りに飛沫が飛びやすい。水を流すときに、オープンですので飛沫が飛びやすいため、臭いの原因になるだけでなく、靴で踏むなどして菌を外に拡散させてしまいがちと。また、濡れた床も菌が増殖しやすい要因で、感染症対策のためにも、学校をはじめとする施設のトイレの洋式化、床面清掃の乾式化は強く進めたいところでございますと。ここの部分を読みますと、今度、学校給食のほうもいくんですわ。乾式化を進めないと、やっぱり衛生面的に悪いということですね。

昔は、誰が座ったトイレか分からんのに抵抗感がある、汚いんじゃないかというお話があったそうなんです、便座の面より手のほうが雑菌の数が多いという数値が出ておるそうです。また、スマホの表面は便座の10倍菌がある、これも調べられて、アメリカの大学の調査があるそうでございます。やはり、手洗いが大事であって、洋便器の問題ではないということだそうです。

また、洋式化のメリットとしては、節水機能が非常に強くて、和式だと8リットル流れるそうです、水が。洋式ですと今大体4リットルぐらいということで節水にもなる。節水になるということは、それだけ供給する水量が減ることですので、いろんな意味での省エネの対策にもなるんじゃないかなと思ってお話をさせていただきました。

ぜひ、そういう面も踏まえして、早急な検討、予算を組んでいただきたいと思うんですが、町長さん、いかがでしょうか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 皆さんの思いはよく分かるんですけども、なかなか財政、どういうふうにその費用を捻出してくるかということが、今すごく課題になっています。やるべきこと、ほかにもたくさんありまして、今継続してやっているものもございますし、今のパイが決まっているような状況の中で、どう必要な部分、予算を回していくかという、命に関わる部分に対して、まず安全面に対して費用をかけていくということを念頭に置きながら執行していきたいと思っています。

今度、決算特別委員会がございますが、その中で町の財政状況、今の状況を皆さんに報告をさせていただきたいとは思っておりますけれども、本当に大変厳しいような状況なので、やりたい思いはございますけれども、本当にどういうふうに捻出して、どういうふうにお金を、どういうふうに費用を持ってくるか。ある意味、国から頂いても単費で、町単独で予算を確保しなくてはいけない部分があります。そうすると、やはり起債で借りたり、借金をするということは、将来に対して負担を強いるということにもなりますし、そういうようなことも含めた中で、よりよいお金の使い方、予算のやり方をやっていきたいと思っておりますので、またいい提案がありましたら、私たちもすごく考えてはいるんですけども、いい提案がございましたら、また教えていただきたいというふうに思っております。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 苦しい苦しい、ご答弁でございました。

ぜひ、検討していただいて、一日も早くというか、年度、年度でございまずので、1年度でも早く着工していただきたいなと思います。

その部分につきましても、トイレを先にするのか、外壁を先にするのか、そこら辺の検討もぜひ現場のほうと打合せしていただいて、2年、3年の違いであるのならば、トイレ改修とか、そちらのほうが先になるのではないかなというふうに思いますので、それは現場のほうでぜひお話し合いをしていただきたい

なと思います。

明星小学校については、もう一点。僕は昔から聞いておりますけれども、学校給食法に違反状態の調理員のためのトイレ整備とともに、学校の給食調理室の建て替えを僕は求めたいと思います。

この学校給食法（昭和29年）の中で、衛生管理基準というのが平成21年に施行されております。現状を確認させていただきたいと思います。

衛生管理基準に基づく改修は、どのように行われてきたのか経過をお示しいただきたいと思います。

1 つは、給食従事者の専用トイレがない。それからドライシステムが導入されているか。外部解放箇所にエアカーテンがあるか。施設は温度・湿度管理が行える空調設備がきちんと整っているのか。調理場は換気を行い、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つようになっているのか。天井の水滴を防ぐとともに、カビの発生の防止に努めているのか。床は破損箇所がないように管理されているのか。衛生害虫の侵入及び発生の防止をきちんとしているのか。この基準に合致していない給食調理室は建て替えが必要であると思いますが、執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 給食調理従事者の専用トイレについては、衛生管理基準で、学校給食従事者専用の便所は、食品を取扱う場所及び洗浄室から直接出入りができない構造とすること。また食品を取扱う場所及び洗浄室から3メートル以上離れた場所に設けるように努めること。さらに、便所の個室の前に調理衣を着脱できる場所を設けるよう努めることとされております。

この調理従事者専用トイレについては、文部科学省が出しております学校給食調理従事者研修マニュアルに、専用トイレがないときの対応方法が記載されており、専用トイレがないときには、児童生徒、あるいは教職員トイレのうち、1か所か2か所を調理従事者専用トイレと決めることができると示されております。

現在、各小学校における給食調理従事者専用トイレの設置状況ですが、斎宮小学校及び下御糸小学校には従事者専用トイレが設置されております。また、明星小学校は教職員トイレの一部に従事者専用トイレとして使用しているところです。

次に、ドライシステムの導入状況についてお答えします。

ドライシステムとは、床に水が落ちない構造の施設・設備・機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業できるシステムのことを指します。このドライシステムについて、衛生管理基準では、ドライシステムを導入していない調理現場においても床を乾かした状態で使うドライ運用というのを図ることとされております。町内の各小学校ではドライシステムが導入されておりませんので、ドライ運用という形で給食の調理に取り組んでいます。

続きまして、エアカーテンについてお答えします。

エアカーテンとは、屋内と外気の間に空気の壁を形成し、風やほこりなど、外気の侵入を効果的に防ぐことが目的で設置するものです。このエアカーテンの設置については、衛生管理基準では、作業区域の外部に解放される箇所にはエアカーテンを備えるよう努めることとされています。しかしながら、現在町内の小学校5校には設置できておりません。そのため、食材等の検収時以外は外部に接続する扉を閉めるなどの対応としております。

次に、温度・湿度管理については、各学校給食室に空調設備があり、温度・湿度計を設置し管理しているところです。

次に、調理場の換気を行い、温度25度以下、湿度80%以下に保つようになっているかにつきましては、換気扇による換気と併せて、空調による湿度管理を行い、温度・湿度計にて管理をしているところです。

天井の水滴対策については、室内の管理により実施しており、カビの発生防止については、小まめな清掃等により発生防止に努めています。

床は破損箇所がないよう管理されているかについては、床は経年劣化に伴い破損することが多くありますので、破損があった場合、給食のない日や土曜日

の休日を利用し、緊急修繕等にて補修作業を実施し対応しております。

害虫の侵入及び発生の防止については、夏休み等の長期休暇中に害虫駆除機を使用し、発生防止のための対策を実施しています。

最後に、学校施設の改修については、これまで破損があった場合や使用中で改良が必要な場合に、補修や改修を実施してきた経過があります。給食室についても同様で、平成21年に衛生管理基準が示された後も同様の対応を実施しつつ、運用方法等を変えて対応してきました。

現在、建設工事中の明和北小学校では、衛生管理基準に適合した給食室が整備されるため、残る斎宮小学校、明星小学校につきましては、令和8年度以降に予定しています長寿命化改修工事において、給食室の改修も必要と考えております。

衛生管理基準においても、学校給食施設は衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとするのと示されています。例えば、斎宮小学校であれば統合により児童数が大幅に減ること、明星小学校であればこの数年で児童数が増加していることから、対策を講じる必要があると考えています。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 専用トイレがないのは、明星小学校だけということですね。児童生徒数は、今大幅に増え始めとるということですね。そこら辺のものを考えて、あと、結局は20年から30年、学校給食はこのまま続けていただかないかんのですね。

だから、その部分を考えると、明星小学校の学校給食室というのは早急に建て替えが必要であると。やっぱりこの計画の中にしっかり盛り込んでいただきまして、場所どうするんやいうて、僕はよく議長に何でも壊したる人やなど笑われますけれども。

明星小学校ですと、昔セントラル方式で、空調ダクトを引いてありまして、そこに大きなファンがついていますわ。チリングユニットという冷暖房の機械がないので、結局それほとんど動かしていませんので、その大きな施設、部屋

を壊して、あと合併浄化槽ももう必要ないですので、あれも壊していただいて、そこを整備していただいて、そこに学校給食の新しい施設を造って、新しく運用を進めていただければなというふうに思います。

また、僕見にとって、学校の先生の、施設基準で計算方法はあるんでしょうけれども、女性の先生の数に比べて女性のトイレは少ない。それは思いましたね、現場見させていただいて。

だから、そこら辺のことも踏まえて整備をしっかりしていただかないといけないんじゃないかなというふうに要望しておきますので、そこら辺の考え方をまたしっかり整理をしていただいて、お示しいただきたいのと、湿度管理に関しては、今、これもデジタルで、I o Tを使って、全部情報が取れるように常時なっていますので、そこら辺のことも踏まえて、新しい施設整備を考えていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いして、これも要望としておきます。

次に、避難施設として体育館に対するエアコン整備についてお伺いをいたします。

統合小学校の体育館にエアコンの導入を決めていただきまして、本当にありがとうございます。他の施設に関しても、計画的な配備が必要であると考えますが、執行部のお考えをお伺いします。あわせて、トイレが併設されていない体育館にいつ整備を行うのかお示しをいただきたいと思います。

避難所云々かんぬんで、空調設備を導入しようと言って、今、国のほうが令和7年度までの一つのラインで、地方交付税算定措置であったりとか、そういう起債のことを予定しておりますけれども、7年度というのは非常に厳しいでしょうけれども、そこら辺のどんなふうに計画をしていくのかというのも、ひとつ考え方の中にお示しをいただけるとありがたいです。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 小学校の体育館については、災害発生時において地域の避難所としても利用されることから、エアコンが整備されていることが望

ましいと考えております。

一方、古い体育館は断熱性能が確保されておらず、冷房効率が悪いことも課題となっております。さらに、実際にエアコンを整備する場合、空調設備を整備する際の国庫補助対象になる条件として、当該建物に断熱性があることを要件とするとなっており、断熱性を確保するための工事を行うのか、建て替えを検討するのかなという選択も必要となってきます。

しかしながら、年々暑さが増している状況からも、別途暑さ対策を検討する必要があるとは考えております。

また、トイレが併設されていない体育館も2校ありますが、まずは明和町公共施設長寿命化計画にある校舎について改修を行い、その後に体育館のエアコン設置及び改修等についても検討していきたいと考えているところです。

今、補助対象、令和7年度までという話もあったんですけど、令和7年度というと来年ですので、そこまでちょっと、できるかどうか分かりませんが、計画に基づいて考えていきたいと考えているところです。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） これも特に明星小学校、特殊なことがありますよね、教育長。

ですから、ここの断熱性、また空調関係入れていただかないと自由に使えない、そういう状況もありますので、そこら辺の状況も踏まえて、大至急進めていただけるよう、これも要望しておきたいと思います。

あと、学校全体のLED照明に対する整備計画について伺いをします。

先ほど、整備計画ございますということでございますが、2028年に蛍光管の生産が廃止されます。早急なLED照明への交換を進める必要があります。これも、町で全部整備しようというのもありますけれども、今照明メーカーはリース態勢というのを考えています。これが10年で返済してもらうのか、そこら辺もお金を払ったら、あとは町の財産になるという形なんですけれども、そういうものも今動いておりますけれども、併せてそこら辺の考え方を示してくだ

さい。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 学校全体のＬＥＤ照明に対する整備につきましては、明和町公共施設長寿命化計画案の第２期、第３期の改修工事で照明器具のＬＥＤ化を行いたいと考えているところですが、先ほど議員からありましたリースの話、ちょっとそこまで今検討には至っておりませんでしたので、そういう方法も含めてこれから検討していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○７番（北岡 泰） ぜひ、これも執行する側が一遍問いかけをいただかないと、向こうが算定をしませんので。私が明星小学校をざっとＬＥＤ照明を全部取り替えたら幾らかなと。１,５００万かかりますわ。それをどういうふうにお金を貯めて、お金を用意して整備するのか。それとも、それを１０年でリースにしたら、少し高くなるかもしれません。年間２００万ぐらいになるかも分かりませんが、それでもそれでできるのか。そこら辺を一遍検討して、もう２８年に蛍光灯の生産は終了するというふうに各メーカー言っておりますので、ぜひ早急に対策を打っていただきたいと思います。

最後に、教育現場からの要望に対する対応状況についてお伺いをします。

今回、先ほど述べましたように、明星小学校の教職員の皆さん方と議会側との懇談会を行い、様々な要望を伺いました。本来、教育委員会が定期的に要望を伺い、施設整備の責任を果たすべきというふうに考えます。また、お金を用意していただかなあきませんので、そんなときは町長さんも同席していただいて、現場はどんな状況なのかというのも聞いていただくのがいいんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺の考え方をお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今、明星小学校のお話も聞かせていただきまして、各小学校でそれやってもろうとるんかなとは思いますが、

各学校からの要望につきましては、校長会代表校長先生、そして各学校の教

員代表、それからPTA会長から、町長、教育長、そして教育課長に要望を行う明和町教育を推進する会が毎年8月末に予定をしておるんですけども、今年も8月19日に実施したところでございます。町内全体の学校に係る重点要望でありましたり、各学校からの要望を人的要望と、それから物的要望に分けていただきました。

また、次年度の予算編成前には各学校に照会をかけ、学校運営に必要な予算について具体的な内容をまとめた要望書を各学校別に提出していただき、予算編成に組み込んでおるところでございます。

要望の中でも、特に施設修繕や改修を伴うものにつきましては、現状全ての要望に対応できる状況ではないため、現場の状況等を考慮した上で、毎年少しずつ対応している状況でございます。

なお、突発的な施設の不具合等、児童生徒の学校生活や授業の実施に影響するものにつきましては、もう随時、直ちにといたしますか、緊急修繕や補正による対応を実施しつつ、同じようなところはほかの学校にもないのかも含めて確認をし、必要な対応をしておるところでございます。

また、先ほど議員から質問していただいた件で、課長のほうからお答えしました体育会のエアコンの設置についてでございますけれども、エアコン設置というのは、やはり先ほど回答もさせていただきましたように、今すぐというのは大変難しい状況かなとは思っておりますが、体育館イコール避難所指定になっているんですね。

それとともに、学校においては現状夏の酷暑のこの一、二年、体育館が使用できず、体育もままならずおります。これは先ほどお答させていただいたように、随時対応していかなあかんというところからいくと、明らかに体育の授業ができないということから、それから集会が持てないということ自体が駄目なことでございますので、やはりエアコンが非常に難しい状況であるとするならば、今は本当に各地域で各施設でいろいろやってもろていますが、スポットクーラーの設置等をやっぱり考えていかなあかんのかなとは思っています。

スポットクーラーも結構有効やなちゅうのは私も体験したりして、結構涼になるもんやなということは経験もしましたので。

また、議員のほうからも提案いただきましたように、避難所ということも考えていくと、やっぱり特別交付税措置等々、何らかの方法があるのかなと思っていますし、スポットクーラーであれば安価にいけるのかなとかいうふうなことも思っておりますので、そのあたりにつきましてはしっかりと考えて、早めに、もう学校始まっとるわけですので、設置できるものはしていくような方向ができればなと思っています。

以上でございます。

○議長（奥山 幸洋） 北岡泰議員。

○7番（北岡 泰） 体育館のほうは、断熱を増すということは、サッシも全部変えて二重サッシにします。防音にもなるんですよ。今、音の問題でいろいろトラブっておられるというのもお伺いしておりますので、そこら辺も早急に検討していただいて、教育長さんが言われましたように、断熱を高めて防音を高めて、そしてスポットクーラーで当座をしのぐというそういう形にいただければいいのかなというふうに思います。

明星小学校に関しての様々な質疑、私からの抜けがあるかも分かりませんので、その後は松本議員のほうにまた後日やっていただくとしますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。

1時から再開をいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

(午前 11時 59分)

(午後 1時 00分)

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番 山本 章 議員

○議長（奥山 幸洋） 4 番通告者は、山本章議員であります。

質問項目は、「明和町に対する関心度向上」の 1 点であります。

山本章議員、登壇願います。

（9 番 山本 章議員 登壇）

○9 番（山本 章） こんにちは、山本章です。午後からの部よろしくお願ひします。

本日は、質問の機会をいただきありがとうございます。通告に従いまして質問させていただきます。

明和町に対する関心度向上という視点から、幾つかの質問を通告させていただいておりますが、まず、明和町のグランドデザインに関する質問をさせていただきます。

明和町は、10年間のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための町政の運営指針として第 6 次明和町総合計画を策定しており、令和 3 年度から令和 12 年度にわたってこの総合計画に基づいて明和町を運営しています。これを基に、明和町は様々な施策を実施していることになるわけですから、どのような事業を実施し、毎年度どのように見直しているのでしょうか。その見直しを前提に、

実際いつまでに何をどうするなど具体的にどのように計画を立て、施策を実施しているのかということをお示しを町民に示していかなければならないと思います。進捗状況、明和町の地域課題に対する対応とその効果など、町長はどのように把握されているのか伺います。また、町長は第6次総合計画の策定に副町長として関わった経緯があり、町長に就任して半年がたった中で明和町のグランドデザインをどのように描いているのか、町長としてのお考えをお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 山本議員から、明和町のグランドデザインについての関係の質問をいただきました。

明和町は、第6次明和町総合計画に基づきまして、令和3年度から令和12年度までの10年間の視野に入れた計画的なまちづくりを進めております。この総合計画は、町民の皆様が「住みたい 住み続けたい 豊かなこころを育む 歴史・文化のまち 明和」を実現するために策定されたもので、持続可能な地域社会の構築を目指しています。

いつまでに、何をどうするかなどの進捗状況につきましては、毎年度の総合計画の施策評価書を通して評価と報告を行っております。これにより計画に基づいて施策の効果を把握し、必要に応じて施策の見直しや改善を図っているところでございます。

例えば、子ども・子育ての分野では、少子化に対する課題の対策として、小学校区再編や校舎建設、小中一貫教育の推進にも取り組んでおり、これらの施策は教育環境の質を向上させるとともに、地域の未来を担う子どもたちが安心して学べる環境を提供するためのものです。

また、DXの推進においても、デジタル技術の導入による行政運営の効率化も重要であると認識しております。現在、行政運営の効率化や住民サービスの向上を目指して、自治体フロントヤード改革などに取り組んでおります。

そして、財政運営においては非常に厳しい状況が続く中、ふるさと納税をはじめとした歳入確保を推進しており、現状においては、当町の財政運営上、ふ

るさと納税は不可欠な財源となっております。

グランドデザイン、全体構想について、私自身、第6次明和町総合計画の策定に副町長として携わり、その後の進行管理も関与してきました。町長に就任してから約半年が経過しようとしておりますが、今後も「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち明和」を実現するために、総合計画の基本的な方向性である「つながり 人と人々が支え合い尊重するまち」「育み 地域とともに人が育つまち」「安心 安心安全な暮らしやすいまち」「創造 産業が元気で活力のあるまち」のこの4つの柱を継承しつつ、社会情勢の変化にも対応しながら行政運営を行ってまいります。

また、令和8年度からは第6次明和町総合計画の後期計画がスタートします。そのため今年度町民の皆様アンケートを実施し、社会情勢の変化や町民の皆様の意見を反映したまちづくりを進めてまいりたいと思います。「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」の実現を目指し、笑顔があふれる持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員。

○9番（山本 章） 最後のところでアンケートというのがあったんですけども、何か今の町のそういうレスのところの返信率というところが分かればいいのですが、何か今のままでのアンケートだとちょっとデータとして狭いのではないかなというふうにして思うんですね。

その中で第6次総合計画がスタートして、令和3年からちょうど今3年目に突入していますが、今の現時点で策定したときから社会情勢なども変化していますが、その変化や新たな課題をどのように把握しておられるのか伺います。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 令和3年度からの計画策定以降から世界的な新型コロナウイルスの感染症の影響や急速なデジタル化の進展、物価の高騰、それから人口減少による労働力の不足など社会情勢が大きく変化してまいりました。こ

これらの変化は地域社会にも多大な影響を及ぼしております。

特に、新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活様式などに大きな影響を与え、リモートワークの普及や生成 A I の進化など D X（デジタルトランスフォーメーション）が急激に進展し、経済活動や行政サービス、町民生活に大きな変化をもたらしております。さらに、物価高騰による生活困窮者や子育て世帯への影響や労働不足による雇用問題など計画策定時より社会情勢は大きく変化しました。

これらの変化を受けて、町といたしましては、町民の皆様がより便利で迅速に行政サービスを利用できるよう、自治体 D X を積極的に取り組むとともに、働き方や学び方の変化にも対応し、地域全体の D X を後押しできるよう努めてまいりたいというふうに考えております。そして、ふるさと納税の返礼品などの活用による地域産業の振興に力を入れ、町外からの資金流入を促進することで地域経済の活性化と財源確保に取り組みたいと考えております。

これらの社会情勢の変化に対応する様々な施策を計画的に進めていくために、この令和 8 年度からのスタートする第 6 次明和町総合計画の後期計画を策定いたしまして、今後の町の発展に向けて引き続き努力してまいりたいと思います。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員。

○9 番（山本 章） この図を見ていただきたいのですが、これはちょうど先ほど町長から説明があった第 6 次総合計画、明和町総合計画に記載されている図です。まさにみんなでつくるまちづくりとか、住みたい、住み続けたいなど、文字を見たらそのとおりだと言えます。しかし、町民はこの言葉を耳にしても、この図を目にしても、町の取組には関心を持ちにくいと思いますし、漠然としていると思います。私は、明和町のグランドデザインを立体的に示す必要があると考えます。平面図ではなく立体的に視覚的に示さないと町民の関心度は高まりません。町民に分かるように 3 D で三次元のパース、想像されるような絵を立体的につくっていく、それをつくり上げ、それを基に未来を示していく必要があるのではないかと思います。まずは持続可能なモチベーションが一番必

要だと思います。

次に、この図を見ていただきたいです。第6次総合計画の考え方でいくと、町は10年単位とする基本構想、前期の5年、後期の5年の基本計画があって、実施計画が3年ごとに計画され、これは毎年度見直しするものであると示してあります。このサイクルが3年で見直しとありますが、社会の変化は早く、技術の進化やサステナビリティ、ウェルビーイングといった価値観の多様性が進んでいます。これに対応するためには、その都度変化に対応したビジョンや計画を町民に提示し関心を持ってもらい、その上で事業を実施していく必要があると思います。まさにデザインを町がどう描くのか。3年の見直しとか答弁にありましたように、毎年度の総合計画の施策評価書として評価と報告といったことは、それはそれでしっかりとやっていく必要があると思いますが、さらに見直しのサイクルをミドルスパン、ショートスパンといった形で3年、1年、あるいは半年など施策を実施する分野の特性に応じて行っていく必要があるのではないのでしょうか。

それでは、DXについて質問させていただきます。

町のグランドデザインを描く上で、DXの活用は非常に密接に関係してくると思います。一般的にDXは町民のサービスの利便性の向上や行政事務の簡素化・効率化を図る、また行政サービスの分野における人材不足が深刻化する中で、ICTやAIなどのデジタル技術を活用することで安定した行政サービスを提供し、町民の皆さんの生活の質を向上することができると言われております。

明和町は、このDXを推進していく具体案はどの分野でどのようなものなのか具体案を示していただきたい。また、DXが進んだとき、明和町は、役場はどのような形に生まれ変わるのか示していく必要があるのではないかと考えます。DXを進めることで人が要らなくなるのか、一般的にはそう考えている人もいると思いますが、実際に役場としてはどうなるのかお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） D Xの推進は、明和町のグランドデザインと町民の生活の質の向上において極めて重要なポイントであり、行政サービスの質の向上と業務の効率化を図るためには欠かせない取組だと考えております。

具体的に一つの例として、妊娠から出産、子育て世代を対象としたデジタル技術を活用することによって、行かない、書かない、待たないという窓口手続の変革により、町民の皆様が自宅からでも必要な手続をデジタルで完結できるようになると考えております。また、A IやR P A、簡単な作業の自動化の部分の技術を活用して庁内業務の自動化を進めて、職員の業務負担と業務の時間を軽減して、デジタルでは解決できないような町民と向き合うような業務に専念できると考えております。そして、各種行政データ、来庁のデータなどを蓄積・分析することで、新しい政策の立案や町民サービスの改善につながると考えております。

D Xを進めることによって、人の代わりにA IやR P Aなどが簡単な相談や手続、そのようなものを補完してデジタルで完結できるようになることが可能になる一方で、人が要らなくなるわけではなくて、また人が全く対応しなくなるわけではなく、デジタルによって業務が改善された分、人は人でしかできないような新しいサービスの創造であったり、町民との相談業務などに時間を注力することができると考えております。町民とのコミュニケーションを向上させることもでき、今年度、総務省のほうから委託業務として子育て世代をターゲットにした子育て関係の手続のデジタル完結を目指した自治体フロントヤード改革や、また一方で業務での生成A Iの活用に取り組んでおり、いずれの内容も10月頃から実証のほうがスタートできると考えております。

以上です。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員。

○9番（山本 章） いつも私の質問は横文字が多いと、分かりにくいと言われるのですが、それを知っているのにR P Aとか多くの横文字を並べていただい

てありがとうございます。

R P Aとは、P Cやこういうタブレットの中身での作業を簡素化していく。なので、人がやっているところのアナログ的なところの部分がしっかりとデジタルで補っていくというA Iの部分ですよね。なので、そういうのと、また今O C Rは文字のデータであったりとか、いろんな各データを1個にしていくというような仕組みですよね。何かその辺がうまくなれば、町のデータを1つの箱に収めていくというようなことができ、そのビッグデータの抽出という部分ではしやすくなるのかなとは思っていますので、その辺も引き続きよろしくお願いします。

それでは、D Xが進むと効率的な業務が行うことができるという答弁だと思いますが、実際にそういった形になった場合に、この役場は本当どんな形になるのでしょうか。D Xで業務が改善された場合、人が人でしかできないような新しいサービスの創造とありましたが、それはどのようなものをイメージしているのか。私は、D Xで役場に人が来なくなるとイメージする人もおられるかもしれませんが、むしろD Xで人がこの役場に集い、様々なコミュニケーションを取る場所になるのではないかと考えています。町民も明和町の職員も煩雑な業務から解放され、本格的な議論やコミュニケーションが町民同士で、町民と職員間で行われる、また、新たなアイデアや事業の創出する拠点になる場所に役場は変わっていくのだと考えます。そういう意味では、この役場や役場周辺や環境整備や投資といったものも連携していかなければならないと思います。町長はどうお考えですか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） D Xというのは業務の効率化をもたらしますけれども、それはあくまでも手段にすぎないと私は考えております。本質的な目的は、職員が人でしかできない質の高い仕事に集中し、町民の皆様により満足していただけるサービスを提供することだと思います、本質的な目的としては。D Xを活用して効率化できる部分はD Xに任せ、人ならではの対応が求められる部分

は、特に町民の皆さんに寄り添いながら進める相談業務であるとか生活サポートなど、これこそが職員の本領を発揮できる場であり、人にしかできないことだと私は考えております。

議員がおっしゃるように、煩雑な業務から解放された職員と町民の皆さんが自由にアイデアを出し合って、新しいプロジェクトやイベントを企画・実行するという場として役場が機能することも一つかなというふうに思いますし、また、町民の皆さんが主体的に地域づくりに参画し、新しいコミュニティーの拠点として役場の役割がさらに強化されるというのであれば、いい方向になっていくのではないかとこのように考えております。

また、データの活用によって町民一人一人に寄り添ったきめ細かなサービスが可能となり、役場がより頼れる存在へと進化していければなというふうに期待しております。

さらに、DXを通してオンラインとオフラインを融合させた新しい形のコミュニケーションを創造することで、町民の皆さんが集い、意見交換や会議が行われる場として役場が地域の中心的存在になることもあるのかなというふうに思っています。これらを実現するためには、厳しい財政状況だからこそ早期に環境整備やデジタル人材の導入、育成に注力し、町民に寄り添える体制を整えることも不可欠なのかなというふうに考えてはおるところです。これにより財政健全化と2040年問題への対応を進めつつ、町民の皆さんの生活が安定し、豊かな生活が送れるようになればいいなというふうに考えております。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員。

○9番（山本 章） そこまで本当イメージができるなら、想像ができていますということですね。できているならば、明和町のビッグデータは、今まで過去何年間分と、町制70周年がもうじきならば、60年とかのビッグデータは持っていると思うんですね。その数字をはめ込んでいくだけで立体的に、また経済的なそういう未来は想像していけると思うので、何かそういうのがやってもらえればと思います。

そういうのが見えてくることにおいて、どこにどう投資をすればいいのかとか、明和町の強みとか弱みとかがどこにあるのか、より明確になってくると思います。生成A I というのが出てきたことによって、学ぶこと、働き方、生き方、根本的に変わるということが理解され、自然と受入れが始まってきていると思います。今まで生成A I の知識の習得というところのフェーズ——フェーズはステージとか局面です——知識を習得していくという生成A I であったりとかというところの知識をそういう局面から新しい局面に変わってきていると思いますので、A I すごく近くなっていると思います。そういう近くなっているのです、うまく活用してまちづくりに進めていってもらえればと思います。

それでは、自走する明和町についての質問に移りたいと思います。

少子高齢化について、自走する明和町を目指してそれぞれの課題を前回は質問させていただきましたが、今回もそれに関連して質問させていただきます。

この図を見ていただきたいのですが、これは第6次総合計画に記載されているグラフです。国立社会保障・人口問題研究所は、約40年後には明和町の人口は1万4,000人台に減少すると推計されています。それを示したのがこの黒のグラフです。

一方で、明和町は2030年には2万1,693人を維持し、2060年には2万50人を維持させることを目標としています。

現状この目標に対してどういった形になっているのかも町民に示していただきたいと思いますが、私はこの2万人を維持していくというのは相当なエネルギーと新しいアイデアや知恵を総動員してやっと実現できる大変なものと思定します。

全国的に少子高齢化が進む中、高齢者に対して、そして子どもたちや子育てする世代に対してそれぞれの施策を実施していると思いますが、人口問題も含め明和町の未来を考えた場合、子どもたちや子育てに対する支援がより必要になってくると考えます。

明和町という規模の財政の中、限られた予算の中で高齢化と少子化の課題解

決を両立させていくためには、明和町の知恵と支え合うコミュニティーと明和町独自の見解が必要と考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 山本議員のおっしゃるとおり、少子高齢化は全国的に喫緊の課題であり、明和町においてもこの課題に対する取組が不可欠であると認識しております。

まず、高齢者の方々の経験と知識というは、町にとっても大きな財産であります。この財産を最大限に生かし、地域コミュニティーでの活動や交流の機会を増やしていただいて、世代間の相互理解と支え合いを促進していければいいのではないかというふうに私は考えています。また、高齢者の方が社会参加を続け、生きがいを持てる環境づくりの推進にも努めていきたいと考えています。

一方で、子どもたちや子育て世代に対する支援は、町の未来を見据えた最重要課題の一つであると認識をしております。現在、明和北小学校の整備とともに取組を進めておりますコミュニティ・スクールは、学校と地域住民などが力を合わせて、子どもたちのよりよい環境づくりに取り組む地域とともにある学校を目指すための取組でございます。この取組は、高齢化と少子化の課題解決の方策の一つとしてコミュニティ・スクールは有効な取組であると考えております。高齢者を含む地域住民の方が積極的に教育活動に関わることで、子どもたちの学びや体験が充実するとともに、地域住民の皆様にとっても生きがいを感じ、自己有用感を高める重要な役割を果たすものと期待しております。

限られた予算の中で、高齢者、子どもたち、そして子ども・子育て世帯を支援していくためには、明和町の実績やニーズを的確に把握し、それに基づいた施策を講じることが重要です。特に子育て支援については、現在策定を進めております第3期明和町子ども・子育て支援事業計画において、子ども・子育てに関する調査を実施し、支援がより必要な部分を把握し、効果的に取組を行ってまいりたいと思っております。

少子高齢化対策は、国全体で取り組む大きな課題ではありますが、町といた

しましては、国の今後の動向も注視しつつ、町としてできる対策を今後も検討してまいりたいと思います。これらの取組を通して、明和町が少子高齢化という課題を乗り越え、住民一人一人の皆さんが主体的に生き生きと暮らせる自走する明和町の実現に向けて邁進していきたいなというふうに思っております。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員。

○9番（山本 章） 本当にその言ってもらっていることは、その答弁いただいていることはおっしゃるとおりだと思います。それなんです、僕が思うところの部分で今感じることは、今の高齢者に対して実施していかなければならない施策、子どもたちに対して実施していかなければならない施策、それを何なのかもう一度しっかり把握する必要があるのではないかなと思います。本当に必要なものは何か。ひょっとすると必要のない、効率的でない施策もあるかもしれない。この厳しい少子高齢化の問題を明和町が乗り越えていくためには、ゼロベースで見直して無駄をなくし、求められた施策が必要か考え取り組んでいただきたいと思います。ぜひ本当いま一度ゼロベースに元に戻したところから考え直していただいて、やれないとか、やれないからというので考えないとかというよりは、健康寿命日本一の町とか、子育て無償の町とか目標を掲げて、それに向けたら何が必要なんかな、必要でないのか、こういうところが足りないんだとかそういうのを考えていっていったほうが、何かいろんなものが見られるのではないかなと思います。

それでは、次に、ふるさと納税について質問させていただきます。

昨年度ふるさと納税による寄附額が1兆1,175億、利用者が1,000万人とそれぞれ過去最高になりました。創設当時は1兆円が目標とされていたので、多くの方がこの制度を認知し、活用しているというのが今のふるさと納税の状況だと思います。明和町も意欲的にこの制度を活用する方針ではあるとは思いますが、今後、自治体間の競争がますます激しくなっていく中で明和町がこのふるさと納税をどのようにブラッシュアップしていくのか、とても大切な視点です。

そこで、参入するアマゾンとの契約はどうなっているのか、新たな返礼品について企画や現在どのように検討されているのかをお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 先ほど山本議員おっしゃったように、昨年度ふるさと納税の寄附額が1兆1,000億円を超え、利用者も1,000万人に達し、過去最高の記録となりました。この結果、多くの皆様がふるさと納税を広く認知され、積極的に利用しているということが分かります。町としましてもふるさと納税については最大限活用すべきであると考えております。

まず、アマゾンとの契約についてなんですけれども、既に契約の申込みは済んでおりまして、サイトオープンについてはまだちょっと未定ではございますが、情報によると令和7年の春という情報もあります。

アマゾンでふるさと納税の取扱いは、従来のふるさと納税のサイトとは幾つか異なる点がございます。例えば、返礼品の送付日を設定する必要があり、現時点で最大30日というようになっておるんですけれども、サイトオープンまでには最大1年に設定するとかそのような調整が図られております。また、アマゾンの商品コードを利用することで、ほかの市町と同じような返礼品が1つの商品として表示がされまして、価格や発送時期によって表示の順番が変わってくるというような仕組みになっております。このため、明和町の返礼品が選んでいただけるようにするには、迅速な発送であったりとか競争力のある価格設定が重要になってくると考えています。

ただし、アマゾンでの出品に際して、返礼品の画像作成や発送時の問合せ番号の提供など、ちょっと細かいことになるんですけれども、事務的なところで幾つか課題がございます。これらについては担当者が各関係各所と調整を行い、スムーズな運用ができるように、現在サイトオープンに向けて準備を進めています。

また、新たな返礼品の企画についてですが、現在、町内の事業者、また明和町の産物を取り扱うような事業者と連携しまして、松阪牛であったり、米であ

ったり、また菊芋とか地元の産品などを生かした独自の返礼品の種類を増やして財源確保に取り組んでいます。

また、新たな地域の特産物になる可能性がある伊勢麻と伝統工芸品を取り入れたような返礼品というような部分に関しても今研究も進めているところで、他の自治体との差別化を目指しているところでございます。

今後も明和町の魅力を最大限にアピールして、寄附者の方々が満足していただけるようなふるさと納税の推進をして財源確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員。

○9番（山本 章） アマゾンとの契約は、あの言ったら大変なときにさすがやなと思いますよ。一番契約をして、アマゾンとの契約というところの部分として、後からしていく分にしたら手数料どんどん上がってくると思うので、あの時点で契約をしている。明和町は件数的にも多いしそれなりの数字があるので、これからを見据えたところの分として動きをしてもらっていると思います。ありがとうございます。

ただ、その中で返礼品を地元産品を材料にしていくと限界が出てくる、天井が見えてくる。多分今そういう現状だと思うんですね。その中で、加工物をつくっていくような発想を持っていったほうがとかというのが一つあるんですね。

その前に、この前、観光商社の説明会に参加させてもらったんですけども、観光商社のあの販売戦略であったり広告、データ活用の部分で、中間事業者としてはかなり優れているというのが目に見えたんですね。大手の中間事業者と引けを取らんぐらいのやり方していて、クオリティーもすごく高くと思いました。町も民間業者と一緒に連携して返礼品に力を注いで何か取り組んでいけばいいのにともっともったと思いました、そのときに。

また、これから公共施設で未使用の施設や、今廃校になっていくところが出てきます。そういうところの給食施設の利用をしたりだとか、給食室、給食作っていたところを利用したりだとかして、新しい加工食品等の試作や制作に行

っていくことを考えてはどうかと思います。その中で2023年も年間約8万件の購買実績があるわけですから、限られる資源・商品ではなくて加工物という無限の商品を生み出すことでもっと可能性が広がると思います。

観光商社のときの説明会でも質問させていただいたんですけども、納税額が今明和町で十二、三億、それで30億という数字は不可能ですかというのを聞いたときに不可能ではないと、現実的な数字ですよというようなこともあのとき言われていたので、何かそこをふわっとした目標ではなくて、かちっと具体的にその一つの目標として進めていってもらえればと思います。なので、町として任せ切りで何か中間事業者にしていくのではなくて、しっかりと絡んで連携していってもらえればと要望的な内容として、最後の質問に入らせていただきます。

最後、教育、コミュニティ・スクールと小中一貫教育について質問させていただきます。

小学校の廃統合により、明和町はコミュニティ・スクールと小中一貫教育を導入することになりますが、このことで教育は以前と比べてどのようになるのでしょうか。子どもたちが中学校を卒業して高校へ進学して、就職あるいは大学へ進学するプロセスの中で、小学校・中学校の時期は子どもたちにとって大切な時期です。町として、地域として、大人として責任ある教育を提供していくことを義務と考えますが、実施に至るまでも実施してからもタイムリーに課題を抽出して、それに対応しブラッシュアップしなくてはなりませんし、スピード感を持って対応する必要があると考えます。課題の抽出方法、フォーマットはできているのか。トライ・アンド・エラーをショートスパンで繰り返し、その都度、課題に対して議論を積み上げ対応していく必要があると考えますが、町の考えをお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 新しい明和北小学校の工事が順調に進んでおります。

基礎工事が終わりました、いよいよ9月に入って躯体の工事が始まっております。

す。姿をいよいよ現していきます。子どもたちも、そしてまた町民の皆さんの期待も、そして関心も大きなものになっていくと私自身思っておるところです。こうしてハードは着々と進んでおります。あとは無事の完成を待つばかりというふうな気持ちでおるところです。

これから大切になってくるのは、今議員が質問いただいた部分になるのかなと思っていますので、教育の内容の部分、ソフトの部分がやはり次は大事になってきます。

統合により、この5年間は明和町の学校数は大きく変わりました。令和8年、まだ継続中ですが、令和4年が1中学校の6小学校です。令和8年になりましたら1中学校で、これは明和中です。それから3小学校、斎宮小学校、明星小学校、そしてまた新しい明和北小学校ということになります。当然のように、学校の数もこうして変わりますので、当然ながら、併せて社会状況も大きな変化していますし、教育を取り巻く環境、教育内容、教育技術も変わります。当然のように教育方針の見直しを図る必要がありますし、図っていかなければなりません。

では、どんな教育を明和町は進めていくのかということで、今ご質問いただいた部分になるのかなと思うのですが、冒頭にお話しさせていただいたように、どうしても新しい学校が出来上がるということで、そちらに注目がいつてしまうんですけれども、ソフトの部分は全然違います。明和北小学校ができるときに、全ての小・中学校で新しい教育、明和の新しい教育を始めるというぐらいの位置づけで新しい教育を進めていきたいなと思っています。

そのメイン、目玉となるのがやっぱり親和性が高い取組ということもありまして、親和性高いというのは相性のいい組合せという意味なんですけれども、うちとしては、コミュニティ・スクールと小中一貫教育をセットで教育活動、明和の教育を進めていきたいなと思っています。全ての学校で必ず取り組んでいきます。これはキーワードはつなぐです。学校と地域をつなぐ取組、これがコミュニティ・スクールです。令和5年度から中学校のほうには既に導入済み

で、いろんなここでもそれこそトライ・アンド・エラーじゃないけど、いろんな取組をしながら、いいものが8年度から全部の学校でできればなと思っておるところです。

それから、もう一つが小・中学校の児童・生徒間と、それから教職員をつなぐ取組、これが小中一貫教育です。

まず、コミュニティ・スクールのほうは、学校と地域をつなぐ取組です。学校運営協議会の委員である保護者や地域の方が、学校運営について学校や教育委員会に意見を述べるができるようになります。何か難しい表現になってしまうんですけども、もう少し簡単にいきますと、これまでは地域が学校を支援するという一方的な関係ではございましたけれども、今後は地域と学校が共通の目標を設定し、協働しながら活動を行う双方向、行ったり来たり、双方向の関係になります。地域の方、そしてまた保護者と課題を共有して学校を支援する活動を充実することを目指します。つまりは地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、ここを特に強調したいんですが、学校を核にした地域づくり、これが私たちの目指す着地点というところでございます。

そして、小中一貫教育は小・中学校の児童・生徒間をつなぐ、そして、また先生方、教職員間をつなぐ取組ですので、義務教育9年間の統一したカリキュラムによる学びが実現すると考えます。全ての小学校に一定水準の学びが保証され、それらは中学校の学びに系統性と連続性を踏まえたものになっていきます。また、小・中学校合同の教育活動が行われ、児童・生徒は多様な考えに触れるでしょう。そんな中で学びを深めたり、それから自尊感情を育む、自分の存在意義を高めるというところなんですけど、できると考えます。これも仮説として、着地点として考えておるところです。

カリキュラムや合同の教育活動によって、学力調査、それは全国学調、それからベネッセの総合学力調査はあるでしょう。それからアンケート、全国学力・学習状況調査の中に児童質問用紙というのがありますので、子どもたちのいろいろな課題等々、思い等々が出てくるアンケートがございます。それからQ U

アンケート、子どもたち同士のつながり、うまくいっているのかどうかを見るアンケート、そこからの結果から課題を見だし、各担当者にて協議し、内容の見直しを常に見直しを図りながら、令和8年に向けて今試行錯誤しておるところでございます。

今現在、小中一貫教育に関しましては、その中の1つの大きなテーマとして教科担任制を今年度から斎宮小学校と明星小学校のほうで積極的に取り組んでやり始めてもらっておるところでもございますので、ちょっと紹介させていただきます。

そんな改善を図りながらしっかりと進めてまいりたい、そのように思っています。きっと結果は5年先、10年先になるのかなと思います。ええ教育を施しとるなという評価をいただけるように日々頑張っていかないかんのかなとは思っています。この二本柱をしっかりとさせることで、必ず明和町の教育効果が上がるという仮説を立てる中で改善を図りながら、そうやけれども、山本さんがよく言われるトライ・アンド・エラーをやっぱりしっかりと繰り返しながらいいものを生み出していきたい、そんなように思っておるところです。

先ほど冒頭に町長のほうが行政報告でもありましたように、こういう説明会をソフトの部分の説明会を8月6日に実施させていただきました。まだまだ十分な発信とは思いません、思っておりませんので、今後はそれぞれの小学校区の保護者の皆さん、そしてまた地域の皆さんにこういうアピールの場、説明させていただく場を設けさせていただきながら、みんなで子どもたちの教育にしっかりと携わっていただくことをお願いしたいなと、改めて質問の中にはなりますけれども思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 山本章議員。

○9番（山本 章） 8月6日、私も参加させていただきまして、中身いろいろ聞かさせていただいた中で、そのときの思ったことも今ちょうどこの中に盛り込んで質問とさせてもらっているんですけれども、本当にコミュニティ・スクールと小中一貫教育については、小学校の廃校という大きな変化の中で明和町

の教育の新しいステージに転換するチャンスだと思うんですね。学力調査やアンケート等の結果から毎年課題を見いだして各担当者会にて協議するということが、それ自体は大切なデータになると思うんですが、子どもたちの成長のスピードや学校現場で起こる問題は、学力調査やアンケートの結果の中に課題を見いだすという、年に1回のアンケートの結果で年に1回見いだすというような考え方では対応できやんのじゃないのかなと思うんです。もちろんその年間カリキュラムという計画は大切だと思うんですけども、もっと短いサイクルで課題の抽出や改善を行っていったほうが教育現場のストレスの軽減につながるのではないのかなと思います。

私も今PTAというところに関わらせていただいて、教育現場の方としゃべる機会が多くなったので、その中ですごく感じることは、今の教育現場のこのコロナ禍以降のところでむちゃくちゃ神経質になっているというのが私がる現状です。その中でこのコミュニティ・スクールとか小中一貫教育という新しいプログラムが入ってくる、カリキュラムが入ってくると、その取組に対して大きなストレスになるのではないかなと思います。なので、そうすると子どもの未来にマイナスマインドでスタートしてしまうというのがどこにあるのではないかなと思ったりするので、その辺の早期のところ子どもたちのことだけを考えていくのではなく、その中で教育者のところの部分、どこにストレスがあるかというのも、この今から令和8年に取り組んでいくまでに何かその辺の改善点が多く見つけていただければ、そして、またそこを改善してもらえればと思っております。

それと、地域との連携について、ある程度臨機応変に対応してできる仕組みをつくっておくべきだと思うんです。地域との連携をするといっても、どういう人と連携していくかというのも考えていかないと、ある程度決まった人たちになっていくと狭い範囲で限られた人の連携になると思いますので、その辺も何か柔軟にいろんな方が巻き込めるような、いろんな方が絡めるような、そのような環境をつくっていただければと思います。それができていかないと、結

局は絵に描いた餅になりかねないのかなと思ったりもしますので、その辺もよろしくをお願いします。

いずれにしても、グランドデザインや第6次総合計画のところでも述べさせていただきましたが、社会の変化のサイクルが早い中で、例えば課題抽出をまとめている間に次の問題が発生する、そのような今時代になってきていると思います。その都度、課題抽出して課題の解決に向けて対する姿勢がコミュニティ・スクールや小中一貫教育によりよい形にしていくために求められるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっとまとめになりますけれども、今回、関心度向上という視点から様々な分野の質問をさせていただきましたが、グランドデザインを描くことが第一ということが分かっていたのではないのでしょうか。明和北小学校をつくり、次にどのような開発していきますか。デザイン、クリエイティブなところに予算つけてデザイナーに絵を描いてもらう、町民に分かるようなグランドデザインを示すことで魅力的な町をイメージすることができる、それが関心度向上につながり、明和町の価値、強み、弱みが分かる、町民の安心、町民のわくわくといった気持ちが生まれれば、みんなでつくるまちづくりが実現できるはずです。みんなでつくるまちづくりをここにいる人たちが少しでも想像してもらえんことを祈りまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、山本章議員の一般質問を終わります。

1 番 宇田 雅行 議員

○議長（奥山 幸洋） 5番通告者は、宇田雅行議員であります。

質問項目は、「明和町の文化財の保存・活用について」の1点であります。

宇田雅行議員、登壇願います。

(1 番 宇田 雅行議員 登壇)

○ 1 番 (宇田 雅行) よろしく申し上げます。皆さん、こんにちは。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に伴い質問させていただきます。

まず初めに、先日の台風10号により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、連日、災害対策等に取り組んでくださった職員の皆様、また関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

明和町の文化財の保存・活用で、1つ目、斎宮跡の史跡整備に係る町の方針についてお尋ねします。

斎宮跡の西端に位置する初期斎宮跡とされる区域では、近年、飛鳥・奈良時代に関連する重要な発見が相次いでおります。特に、昨年10月には奈良時代の斎宮の宮殿の中心施設と考えられる正殿が発見され、歴史的価値が一層注目されるエリアとなっております。

一方で、これまで地元地権者への説明や国・県との協議、作成中の史跡斎宮跡保存活用計画では中町地区の整備の方針が示されておりますが、これまでの町の史跡整備方針は、こうした新たな発見を受けて初期斎宮跡エリアの整備がより優先される可能性があるのでしょうか。

昭和54年の指定から今年で45周年を迎え、新たな史跡斎宮跡保存活用計画を施策していただいているところではありますが、町として今後の史跡斎宮跡の保存と活用をどのように考えているのか、改めて町長にお尋ねします。お聞かせください。

○議長 (奥山 幸洋) 答弁、町長。

○町長 (下村 由美子) 宇田議員から、初期斎宮跡エリアの整備が優先される可能性があるのか、今後の史跡斎宮跡の保存と活用をどのように考えているのかのご質問をいただきました。

初期斎宮跡とされる竹川の区域では、近年、三重県の発掘調査により重要な発見がなされています。まだ全貌は明らかとなっていない部分があり、引き続き解明に向けた計画調査が進められております。

町としましては、初期斎宮跡エリアも重要であると考えてはおりますが、中町地区については、以前から地元からも史跡整備の要望をいただいている地区であり、特に保存管理計画において第一種保存地区に指定している中町地区については、最優先して整備の対象として検討していきたいと考えております。

また、現在策定を進めている史跡斎宮跡保存活用計画では、今後の史跡内の整備の大まかな方針についても記載していくことになります。

史跡斎宮跡の史跡整備については、三重県との役割分担がなされておりますので、今後も計画に記載する中で十分に地元のご意見を伺い、整備主体である三重県とも協議を進めていきたいと考えています。

今後の史跡斎宮跡の保存と活用については、案の段階ではございますが、改めて史跡斎宮跡の本質的価値と副次的価値を整理する必要があると考えております。その上で、この価値をいかに分かりやすく共有し、多様な活用にしていくかが重要であり、整備の方針に加え斎宮跡関連施設や公園の活用、公有地の管理と今後の活用についても見直し、持続可能な史跡をつくることで保存につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○1番（宇田 雅行） 町長、答弁ありがとうございます。

斎宮跡の保存・整備に関しては、町の歴史や文化を次世代に伝える重要な取組であると認識しております。しかし、斎宮跡の整備において、地元住民の理解と協力が不可欠であることから、これからはしっかりと住民の意見を聞いていただける場を設けていただきながら進めていただきたいと思います。

また、史跡整備に関しては、県への地元の意見をしっかりと伝えていただくことが重要であり、これまで同様、町として斎宮跡に関する要望を続けていただきたいと思います。

また、整備が進む中で観光資源としての活用も視野に入れた場合、観光客の受入れ体制や周辺インフラの環境整備が必要になってくると思いますが、環境整備について現在も実施している歴まち事業等で初期斎宮跡エリアや中町地区も含めた史跡全体の整備をどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 史跡内の環境整備につきましては、明和町歴史的風致維持向上計画に基づき、平成24年から公園整備や施設整備を通して来訪者の受入れ整備をしてまいりました。

現在、歴まち計画では、第2期計画として令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間と定め、各種事業を進めているところでございます。この歴まち事業により史跡内の主要な整備は一定の環境整備が完成してきたと考えており、史跡東部である中町地区についての環境整備は、長年の課題でありました排水路の改修を今年度完了した次第でございます。引き続き中町地区については、計画に基づき散策道整備と散策道整備に伴うポケットパークの整備を進めていく予定でございます。

また、初期斎宮跡エリアにつきましては、旧竹神社周辺を史跡公園（社の森広場）予定地として歴まち計画での整備を検討しております。初期斎宮跡エリアは、旧竹神社などの神社跡地が並ぶエリアでもございますので、今後慎重に整備方針を検討してまいりたいと考えております。

史跡全体の環境整備といたしましては、広大な史跡斎宮跡をサイトミュージアムと捉え、史跡全体の回遊動線をつくることを目標と考えておりますので、西端であります神宮橋から斎宮歴史博物館、社の森広場予定地、初期斎宮跡、古代伊勢道などをつなぎながら、駅周辺のいつきのみや歴史体験館、さいくう平安の杜を回遊していただき、史跡東部の中町地区へ誘導できるような環境整備を実施していければと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○1番（宇田 雅行） 分かりました。ありがとうございます。

史跡全体は広大なため、訪れた観光客が回遊できる史跡整備をお願いすることを要望としまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問の高塚1号墳の保存・維持管理についてお伺いします。

全国的に古墳の発掘調査が進む中、明和町にも約580基の古墳が確認されており、特に上村地区にある高塚1号墳は、その大きさや独特の形状から豪族や有力者の墳墓であった可能性が高いと考えられております。地元の郷土文化を守る会による樹木の伐採や下草刈、現地説明会など保存活動が進められている中、町として高塚1号墳の文化的な価値、保存、維持管理、整備の方針についてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 高塚1号墳のまず文化財的価値についてでございますが、以前より高塚1号墳につきましては、玉城丘陵の中で突出した規模であることが知られており、研究者の間でも注目をされる存在でございました。

今回、明和町郷土文化を守る会による下草刈により、古墳の形状が鮮明で把握できる機会を捉え、町においても現地の測量調査を実施いたしました。その結果、全長72メートルの帆立貝式古墳で造り出しを伴う特徴的な墳形をしており、櫛田川以南では県下において最大規模であることを改めて確認することができております。加えて、これまでに古墳で採集されている埴輪などの資料から、おおむね5世紀中頃に古墳が築造されたと推定ができます。

令和4年度に明和町文化財保護審議会に高塚1号墳に関する専門調査会を設置し、奈良大学の教授や三重県埋蔵文化財センター職員にも参加いただき、現地の視察も含め文化財としての価値を審議してもらっています。この専門調査会におきましては、保存状態も極めて良好で、首長墓クラスと言える当該古墳の存在は、明和町周辺での古墳文化の広がりを考える上でも極めて重要であり、町指定文化財とすることは妥当との意見をいただいたところでございます。

町といたしましても文化財としての価値が極めて高い当該古墳の保存につき

まして、明和町の古墳時代を語る上で重要かつ代表的な存在の古墳と捉え、まずは町指定文化財として史跡指定し、後世への継承を確実に行っていくことで保存をしてまいりたいと考えております。

また、現在は民地内に存在する無指定の文化財ということもあり、明和町郷土文化を守る会や地元の皆さんを中心に維持管理や啓発などの保存活動をしていただいている状況ではございますが、町指定文化財となることで、町と明和町郷土文化を守る会や地元の方々との連携をして草刈や啓発などを実施し、整備としては極力手を加えず、周辺のきららの森の公園機能も生かしながら、里山の自然豊かな木漏れ日の中でゆっくり古墳を観察してもらえそうな環境を維持してまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○1番（宇田 雅行） ありがとうございます。

また、高塚1号墳の保存活動に対する町の支援が重要であることはもちろん、これまでの取組や成果の課題についても振り返ることが必要だと思いますが、町としての支援は具体的にどのような形で行われているのか、また、これまでの指定に向けた町としての具体的な計画や取組状況を教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 明和町では、明和町郷土文化を守る会による除草作業や現地での見学会等の積極的な活動とそれに伴う地元の方々の関心の高まりを受けて、令和3年度及び令和4年度にレーザー測量並びにドローンでの上空撮影の実施と高塚1号墳の専門調査会の設置、令和5年度には古墳の登り口に説明看板を設置し、合わせて、さいくうあと通信を発行し、古墳の文化的な魅力を分かりやすく住民さんに周知させていただいております。また、今年度に入ってから誘導サインの設置を行い、周辺の環境整備等も進めております。

先ほどご説明した町指定文化財とするためには、土地を所有する全ての方が

ら同意書を頂く必要がございます。平成26年度にも一度指定に向けて取り組んだことがございますが、県外の方もおみえになり、当時は全ての方から同意を得られなかったことや、測量精度が低く古墳の評価が定まらなかった経緯がございます。

現在、町指定に向け改めて地権者様を個別に訪問し、指定に向けてご協力をいただけるよう説明を行っているところでございます。地権者様が複数に分かれており、全ての方からまだ同意を得られていない状況ではございますが、指定に向けて引き続き丁寧な説明を行っていく考えでございます。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○1番（宇田 雅行） ありがとうございます。

若い世代の関心を引き、地域の文化財に対する理解と愛着を深めることが、長期的な保存活動にとって重要であると考えております。

そこで、今後の保存・整備において、地域の子どもたちや若者を巻き込んだ活動を計画しているかどうかについても教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 議員ご指摘のとおり、若い世代の理解と愛着という点につきましては、地域の文化財を次の世代に継承していくためには欠かせないことであり、当該文化財のみならず、斎宮跡をはじめ地域で大切に受け継がれてきた様々な文化財について、その魅力に触れる機会の提供と分かりやすい情報発信が必要とあると考えております。

高塚1号墳においては、これまでも明和町郷土文化を守る会と町が連携し、教育委員会の協力も得て、校長会にて先生方に文化財の価値や魅力について伝え、修正小学校や明星小学校の生徒さんたちが現地に見学を行っていただいております。

今後も明和町文化財保存活用地域計画に基づき、学校への出前授業の実施や教育委員会との連携、地域や各種団体との連携を深めるとともに、教育委員会で進められている郷土学習への関連づけや企画展の開催、文化財解説シートな

どの作成などを通じて継続的に関心を持ってもらう機会を設けていきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○1番（宇田 雅行） ありがとうございます。

若い世代の関心を引き、指定に向けては地権者や地元自治会にしっかりと丁寧な説明をして進めていただきたいと思います。要望をお願いします。

3つ目の質問ですが、日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」の現状と課題についてお尋ねします。

平成27年度に「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」として日本遺産の認定を受けた明和町は、以降、活用推進協議会を立ち上げ、多様な事業を展開し、日本遺産を生かした観光誘客を促進されてきました。

今回、令和6年度における日本遺産の総括評価・審査結果が報道発表されたことを踏まえ、現在町として課題をどのように整理し、どのような対策を検討しているのか、日本遺産の審査制度の詳細と併せて教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 文化庁による日本遺産の総合評価・継続審査につきましては、1回目の審査が認定から6年後、さらに1回目の審査から3年後のタイミングに2回目の審査が実施されることとされております。明和町は、平成27年度に認定を受けて以降、1回目を令和3年度、2回目を今年度実施されております。

7月23日に公表されました報道資料をご覧くださいと思います。

こちらは、令和6年5月から6月にかけて実施されました平成27年度認定地域の審査結果の発表資料でございます。今回の審査では、特別重点支援地域が1団体、認定団体が8団体、再審査が4団体との結果が示されており、明和町については再審査という結果でございました。再審査とは、改めて後日、地域活性化計画の修正と再提出に加え、現地調査によるヒアリング等の審査が実施される団体のことで、再審査結果にて認定の有無、また認定地域の位置づけを

されることとなっております。

続いて、こちらの資料をご覧くださいと思います。

今後の再審査のプロセスについてでございますが、4通りあり、再審査結果を経て認定地域、条件付認定地域、認定候補地域、認定取消しがございます。今まで認定候補地域、認定取消しの結果があった地域はございませんが、可能性としては認定取消しもあり得るというプロセスになっています。また、条件付認定地域とは、3年間文化資源の磨き上げを競い合い、全体で100件程度という認定上限数を維持する範囲で認定候補地域との入替え審査を実施することとなります。

審査の内容や課題といたしましては、日本遺産の目指しているところは運営する協議会の自立・自走であり、自らで収益を上げ日本遺産を啓発・活用していく事業モデルが推奨され、認定当初に比べ観光的・活用的な面が重視されてきております。文化庁からは、協議会のDMO化や民間活力を生かした協議会運営を求める意見も出されており、民間事業者による事業展開が少ないとのご指摘もいただいたところでございます。

これまで町の日本遺産事業は、日本遺産活用推進協議会を平成27年に設置し、民間事業者をオブザーバーとして行政中心に運営を進めてまいりましたが、このような意見を踏まえ、今後は民間事業者を中心とした組織体制の見直しも視野に入れ検討をしていく必要があると考えております。

また、今回の審査結果を受け、先日開催いたしました協議会内でも、今後の対策として民間中心の協議会へ組織体制の見直し、日本遺産全体の自立・自走を踏まえた地域活性化計画の見直し、日本遺産ロゴマーク利用の見直し、この3つの方針にて検討を進めていることを確認・了承されたところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○1番（宇田 雅行） ありがとうございます。

令和2年度に策定された明和町文化財保存活用地域計画に基づき、中長期的な視点での日本遺産を活用した地域活性化をどのように考えているのか教えて

ください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 明和町文化財保存活用地域計画では、日本遺産全体を重点的に事業を実施する関連文化財群として位置づけております。その環境整備に関する方針の中で、歴まち計画２期計画の後期事業として令和８年度から令和12年度の計画期間で構成文化財である佐々夫江行宮跡などの公園整備を検討していくこととしております。

また、同計画の活用に関する方針には、民間事業者や地域住民などとの協働により、日本遺産のストーリーや構成文化財を生かしたツアー商品などの開発、また史跡公園を活用した斎王まつりや観月会を実施することで文化財・文化遺産を活用した観光振興の推進を行うこととしており、これらを進めることで明和町全体の地域活性化につなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○１番（宇田 雅行） ありがとうございます。

日本遺産の活用による地域活性化において、観光誘客の取組はもちろんのこと、地域住民の参加や意識向上も重要な要素であります。これまでの取組に対して地域住民の意識や参加状況についてどのように評価しているか、また地域の子どもたちにも日本遺産を知ってもらうような施策を検討しているかどうかについてもお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 議員ご指摘のとおり、日本遺産に対する地域住民の意識向上や誇りの醸成はとても重要な要素であると認識しております。

地域住民の意識としては、日本遺産認定初期と比べると明らかに向上しており、特に日本遺産構成文化財であります竹神社周辺では、地域住民主導による様々な取組が実施されており、まさに地域の活性化につながっている事例の一つであると感じておるところでございます。

また、地域の子どもたちには、平成28年度に日本遺産事業で作成した学習マンガ本「わたしたちの日本遺産」を平成29年から各小学校の授業などに活用いただいております。一定の成果が上がっていると考えております。

さらに、今年度から令和7年度の導入を目指して新たな郷土学習の冊子化、日本遺産を中心とした（仮称）郷土めいわ科の試験運用が始まっています。小学校低学年から祓川や大淀の海などの日本遺産の構成文化財に触れていただき、高学年では改めて日本遺産の町について学べる内容となっており、今後さらなる地域の意識向上、また誇りの醸成につながると考えています。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○1番（宇田 雅行） ありがとうございます。

子どもたちが明和町の日本遺産について触れて学んでさらなる地域の意識向上になり、大変よいことなので、ぜひとも進めてほしいと思います。

次に、日本遺産のブランド力を最大限に生かすためには、文化庁からも指摘があったとおり、さらなる民間活力を生かした取組も必要になってくるかと思いますが、こうした取組について町としてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 日本遺産をはじめ明和町の地域活性化を図っていくためには、官だけではなく民の力も必要であると考えております。そのため、先ほどお答えした答弁と重複いたしますが、町内の民間事業者をはじめ交通事業者、旅行事業者などと連携してツアー商品や関連商品の開発・販売など様々な形で官民連携をより強めていきたいと考えております。そのためには、民間事業者を中心とした組織体制の見直しを進めていくとともに、かねてより課題でございました観光関係団体の役割分担を整理した上で組織を行っていき、事業としての無駄や漏れを最小限にしていくことも必要だと考えております。

まずは組織体制の見直しを行い、日本遺産というブランドを軸に文化財の保

護、そして地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 宇田雅行議員。

○1番（宇田 雅行） ありがとうございます。

現在、再審査となっておりますが、認定地域で残れるようにしっかりと協議会内で議論をして進めていってほしいと思います。要望をお願いします。

今回3つの項目で質問させていただきましたが、それぞれに共通することは、次世代にしっかりと継承することが大切だと思います。

昨年、竹川で奈良時代の斎王の宮殿と考えられる建物が新たに発見されました。斎宮跡の発掘は1970年から始まり、これまでに平安時代の方格街区、内院、寮庁、そして飛鳥時代の斎宮の正殿跡が確認されております。しかし、奈良時代の遺構が発掘されたのは今回が初めてです。斎王の住まいとしては、飛鳥時代に続く2か所目で規模も倍近いということから、奈良時代の斎王の存在が改めて確認され、宮廷がいかに斎宮を重視していたかがうかがえます。この発見は、古代建築史においても非常に重要であり、斎宮跡の意義を再認識させるものでした。

このような歴史的発見は、明和町のみならず、日本全体の歴史を理解する上で極めて重要であると考えます。斎宮跡に強い関心を寄せておられる三重県知事も、昨年10月13日の記者会見及び21日の現地視察で1300年前のものが鮮明に残り、当時の生活の様子が伝わる考古学史上、非常に貴重なもので、日本中の人々に訪れてほしいと述べられました。この知事の意向を踏まえ、高木副町長には任期中に具体的な対応を取っていただくことを強く求めます。斎宮跡の史跡整備については、三重県との協議が不可欠であり、副町長の経験と人脈を最大限に活用し、地元の意見をしっかりと反映させていただきたいと思います。町としての斎宮跡に関する要望を継続的に訴え、地域の発展と文化財の保存に尽力していただきたいと考えております。よろしくお願いします。

今後も関係団体との連携を強化し、斎宮跡をはじめとする文化財の保存・活用を積極的に進めていただくようお願いします。

最後になりますが、聞きづらいところもあったと思いますが、そのあたりはご容赦いただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、宇田雅行議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。こちらの時計で35分まで休憩いたします。

（午後 2 時 25分）

（午後 2 時 35分）

○議長（奥山 幸洋） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

10 番 瀬田 萌 議員

○議長（奥山 幸洋） 6 番通告者は、瀬田萌議員であります。

質問項目は、「“こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す” ために」の 1 点であります。

瀬田萌議員、登壇願います。

（10 番 瀬田 萌議員 登壇）

○10番（瀬田 萌） よろしくお願ひいたします。瀬田萌です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書の「“こどもの育ちを支

える環境や社会の厚みを増す”ために」に基づいて一般質問を行います。

今年度の機構改革により、こども課がこれまでの教育委員会から町長部局に移管されました。内閣府の子ども・子育て本部と厚生労働省の子ども家庭局が移管されたこども家庭庁設置に対応することが理由にあると伺っています。

少子化によって、子ども同士で育ち合う機会や保護者以外の大人と関わる機会、様々な社会文化や自然などに触れる機会が各家庭・各子どもの環境によって大きく左右される現状に対応するため、そのこども家庭庁を中心にこどもみんなが社会を目指し、置かれた環境にかかわらず、全ての子どもをみんなで支え応援していきたいという思いから幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン、はじめの100か月の育ちビジョンがまとめられています。

はじめの100か月の育ちビジョンは、その思いに共感してもらうことで社会の考え方を変えていくきっかけになったり、国や自治体がどのような政策に取り組むべきかを指し示す羅針盤になればと期待されているもので、特に誕生前から小学1年生までの子どもの育ちにおいて大切にしたいことが5つのビジョンとしてまとめられています。その5つ目が「こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す」です。

このことを実現していくために、明和町も現在進められている小・中学校のコミュニティ・スクールはもちろん、より保護者以外の大人と関わる機会のない時期から子どもたちと地域との接点を創出していく必要があると考えます。

第2回定例会に当たっての施政方針でも「育み 地域とともに人が育つまち」として、新たな子育て施策の検討と子どもの居場所づくりの新展開に努めますと述べられていますが、地域の育ち・人の育ちについて、改めて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 地域の育ち・人の育ちの考え方について、瀬田議員からご質問をいただきました。

6月定例会でお示しさせていただいた施政方針で、私は町の第6次総合計画

にも掲げました「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち 明和」の実現に向け、総合計画の4つの基本的な方向性である「つながり 人と人とが支えあい尊重するまち」「育み 地域とともに人が育つまち」「安心 安心安全な暮らしやすいまち」「創造 産業が元気で活力あるまち」を継承して町政運営を進めていくことを申し上げました。

特に「育み 地域とともに人が育つまち」として具体的な取組としては、現在進められている明和北小学校などの整備や完成後の学校づくり、そして学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールの円滑な運営ができるよう取り組み、小中一貫教育の実施に向けた整備を進め、併せて学校施設等の跡地利用の活用や、教育支援センターや子ども家庭センターの設置に取り組んでまいりたいと考えております。

新たな子育て施策や子どもの居場所づくりについては、財政面での制約がある中でも現行のリソースを最大限に活用し、地域全体で子どもたちを支え合う環境を整えていきたいと考えています。具体的には、子どもや保護者が気軽に集まれる場所を確保し、そこに高齢者の皆さんや子育て世代も集うことでみんなが子育てができるような環境をつくり出せないかなというふうに考えているところです。

地域の育ちなくして人の育ちはないという信念の下、町全体で協力し合いながら、この目標に向かって努力していきたいと思っております。

○議長（奥山 幸洋） 答弁が終わりました。

瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

6月3日から6月25日までの期間で、子ども・子育てに関する調査が就学前児童と小学生の保護者の方を対象に行われました。そのことについて、さきの教育厚生常任委員会協議会において委員は説明を受け、また先ほどの山本議員への町長の答弁でも少し触れられたところではありますが、いま一度要点をお話しいただけますか。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、こども課長。

○こども課長（家城 和司） 子ども・子育てに関する調査の要点につきまして、瀬田議員のほうからご質問をいただきました。

この調査につきましては、第3期明和町子ども・子育て支援事業計画を策定するために必要なものでございます。子ども・子育て支援法第61条におきまして、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を5年を1期とした教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等の計画を策定することが定められております。今の計画の第2期計画が令和6年度に終了することから、令和7年度からの第3期計画の策定に向け、現在取組を進めておるところでございます。

この中で、新しい計画の策定に向けた基礎資料とするため、子育て世帯の子育ての状況や子育て支援に関するニーズを把握することを目的といたしまして、就学前児童と小学校児童の保護者を対象に本年6月3日から25日にかけてアンケート調査を行ったものでございます。

○議長（奥山 幸洋） 瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

大事なアンケートだと思って回答を始めたものの、設問数が多くて全然終わらない、特に何問中何問目のような表示がある仕様ではないことから所要時間も読めず、子育て世代が時間に追われていることを本当に理解してもらえているのだろうかという声が届きました。二次元コードを読み込み気軽に回答を始められた点はとてもよかったと思うのですが、途中で離脱されやすいものになってしまっていては、双方の意図が伝わらず非常にもったいないと感じます。設問数やページ遷移数が適切かを見直し、相手の事情を思慮することも大事にしていきたいと思います。

先ほど町長からいただいた答弁に、地域の育ちなくして人の育ちはないとありました。それは地域が育たない限り人は育たないという意味でおっしゃったのではなく、2つは相関関係にあり、その地域の育ちを行政として担っている

という責任感から来ている言葉だと受け止めました。その責任を持って、アンケートで得た回答は今後どのように反映させていくのかお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、こども課長。

○こども課長（家城 和司） 今回のアンケート調査につきましては、従来のような紙ベースの調査ではなく、デジタル化の取組の一環といたしましてWEBサイトの回答フォームへアクセスしてもらう形での調査とさせていただきました。

この中で、国から示されております質問項目と、第1期、第2期計画での調査項目を踏まえまして、計画策定に必要な質問項目を設定させていただいておりまして、議員おっしゃられますように、設問数が世帯の状況により変わりますが、四十数問から約100問と多く、所要時間が20分以上を要するということから、アンケートにご協力いただいた方には応分のご負担をおかけしたものと考えております。

回答方法につきましては、できるだけ記入するのではなく、回答を選択していただくなどにより回答しやすいように努めたところでございますが、今回の議員からのご意見・ご指摘もありますとおり、より回答しやすいよう次回への課題とさせていただきたいと考えております。

現在そのアンケート調査結果につきまして分析のほうを行っておりまして、先ほど町長のほうから答弁がありました「育み 地域とともに人が育つまち」として、地域の育ちなくして人の育ちはないとの考え方も踏まえまして、子ども・子育て会議を開催していく中で事業計画のたたき台の作成に取りかかっておりまして、第3期計画の素案が出来上がりましたら、議会、委員会のほうにご提示をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

町長の公約に、子どもの居場所づくりの新展開に努めるという部分がありま

す。先ほどのみんなで気軽に集まれる場をつくるといった部分もそうではないかと思うのですが、事業計画のたたき台の作成に取りかかれたということで、まだ今回は具体的なアンケートの回答や傾向については公表いただけないものと思いますが、その新展開というものが保護者の皆さんの声にきちんと即したものになるよう、地域の支えの下、体験格差の解消などを図ることのできるものであるよう私たちもしっかりと見ていきたいと思いますので、次回は素案の提示をよろしくお願いいたします。

小学生までの年代から中学生を中心にした話に移っていききたいと思います。

昨今、長時間労働などの過酷な労働環境、部活動顧問などの本業以外の業務過多といった理由から教員志望者が減少していると伺っています。部活動は教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場と位置づけられていて、これまでは教員の献身的な勤務の下で成り立っていましたが、休日を含めた長時間勤務の要因であることや指導経験のない方にとっての多大な負担であるとともに、生徒が望ましい指導を受けられないといったケースが生じています。

持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方を実現できる改革として、部活動地域移行が国主導の下進められていますが、明和町の現状をお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 中学校部活動の地域移行につきましては、スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定したガイドラインに基づきまして、全国の市町村で進められているところです。三重県でも令和5年2月に県が学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針を策定し、市町との連携を図りつつ取組を進めております。明和町では、国・県の方針に基づきまして、中学校部活動の地域連携・地域移行の取組を推進しているところです。

そんな中で、まず地域連携というのは、そもそも学校の部活動は存続しつつ部活動指導員を活用してもらうなど地域と連携して部活動を行っていくことです。それから地域移行といいますのは、部活動を学校から地域クラブ等の活動

に移行することを言います。明和町としましては、部活動指導員の配置など既に行っている地域連携を進めながら地域移行、すなわち地域クラブの設置、移行が行っていきけるよう検討を進めていくよう考えています。

これまでの取組としまして、まず中学校現場における地域移行に関する理解度、期待度を把握するため、令和5年2月に明和中学校の教員を対象に地域移行に関するアンケート調査を行いました。アンケートの結果、私の想像する以上に半数を超える教員が部活動の指導に負担を感じております。私たちはもう本当に古い人間ですので、部活動でいろんな先生と接する機会があり、それで将来的には部活動で子どもたちに教えたいということで、中学校の教員の多くの割合でそういう時代ではございました。ところが、やはり現状は半数以上が部活動の指導に負担を感じておるという現実を受けております。

また、休日の部活動の地域移行に関しては、もう9割近い先生方が賛成の回答をしております。私の想像もはるかに超えておったんですが、もう明らかに地域移行の必要性が改めてうかがえる結果となりました。しっかり考えていかなければならないなというところです。

そこで、町ではアンケート結果も踏まえ、部活動の地域連携・地域移行を進めるため、中学校、そして教育委員会、スポーツ協会、スポーツ少年団等の関係者で協議会等を行い、令和6年2月に関係団体代表者による明和町部活動検討委員会を立ち上げたところでございます。本年度は5月に第1回、7月に第2回の会議を行い、部活動の部員や顧問、そして外部指導者等の状況把握、外部指導員候補者リストの作成、また明和町の部活動地域連携・移行に対する方針や進め方を明確に定め、町内外へ情報発信していくための明和中学校部活動地域連携・地域移行の取組方針の策定に取り組んでいるところでございます。

そして、地域連携として既に行っている部活動指導員の配置を継続、こちら明和町としての姿勢ですけれども、配置を継続し、強化しつつ、並行して地域移行のための組織づくりや人材確保等を進めるよう検討を進めていきます。よろしく願いいたします。

○議長（奥山 幸洋） 瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

全国的に見ても指導者確保や費用負担など多岐にわたる課題があり、簡単に進められるものではないようですが、スポーツ・文化活動を実施できる環境を整え、子どもたちの活動機会を確保すること、選択肢を増やすことから目をそらしてはいけないと思いますので、引き続き注力していただきたいです。

この部活動地域移行が聞かれるようになったことで、機会があれば子どもたちにスポーツを教えてみたい、自分が経験してきたことを生かしたいと考えられている地域の個人、団体、企業の方も少しずつですが顕在してきたように感じています。コミュニティ・スクールの進捗に伴い、さらにその割合も増えてくることが見込まれる中、子どもたち、学校、地域、その誰かが疲弊するようでは、依然持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革とは言えず、それぞれが余裕を持って接することができるような仕組みづくりが必要だと考えます。費用負担も一般財源から捻出するのではなく、外部人材や集落支援員など特別交付税による財源措置がある制度を活用し進めることはできないか、お聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、教育課長。

○教育課長（青木 大輔） 地域連携・地域移行に係る費用負担についてですが、現在行っています地域連携施策であります部活動指導員の配置については、国・県の補助を受けております。ただし補助対象額に制限があるため、補助制度の継続と補助対象配分の拡大等について国・県に要望していく必要があると考えています。また、地域移行を進めるための財源についてですが、国・県の補助事業は対象が限定的で期間制限もあることから、継続的に事業を進めていくための財源としては活用しにくいような状況です。

部活動の地域移行を進めるに当たって大きな課題の一つが、受皿となる組織、いわゆる地域クラブの設置です。指導に携わっていただく指導員の候補者はいても、指導員の登録管理や調整、地域クラブに加入する生徒の登録や会費の収

納管理などを行う組織の設置が難しい状況です。このような母体となる組織であるスポーツクラブ等の設置、運営をどう進めていくか、そうした課題について地域の競技団体や指導者、また学校の部活動指導者等との調整を行うコーディネーターの存在も望ましく、先ほど議員が言われました特別交付税措置のある集落支援員の活用等も検討していきたいと考えております。

○議長（奥山 幸洋） 瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

集落支援員等の制度を活用される際には、提示してくださったような明確なミッションを持った形での採用を求めるとともに、教員の負担軽減というこれまでマイナスを強いていたものをゼロに近づけようとする要素で終わらせることなく、地域全体の教育力向上とプラスに作用するところまでつなげていただけるよう要望いたします。

学校から少し離れて、社会の厚みを増すという点において、自治会の存在もとても大きいと思います。昨年度から自治会等活動奨励金制度が始まり、初めて申請・交付があったかと思いますが、どのような活動があったかお聞かせください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、町長。

○町長（下村 由美子） 令和5年度より始まりました自治会等活動奨励金制度でございますが、高齢化やコロナ禍により希薄になってきておりました地域の自治会活動を活性化させるため、地域の自治会などが主体となり、防災防犯活動、福祉活動、環境美化活動の3つの活動のうち、それぞれの分野で最大2回、全体として3回の活動に対して奨励金1回につき1万円を支払う制度です。

令和5年度の実績といたしましては、自治会等96団体のうち58団体から申請をいただきました。

申請の内訳といたしましては、防災防犯活動が延べ51件で、主な活動内容は自主防災活動でございました。福祉活動につきましては延べ2件で、主な活動内容は高齢者や子どもの居場所づくりでございました。最後に、環境美化活動

が延べ93件で、主な活動内容は草刈、溝さらいでございました。申請実績が自治会等の約半数ですので、自治会活動の活性化を図るために、今後もこの制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、この制度の周知につきましては、めいわ市民活動サポートセンターと協働して取り組んでおります。この制度を通じて地域の活動が活発になることを願っております。また、この場をお借りして、各自治会様には日々日頃から町行政にご理解・ご協力をいただいております、地域コミュニティーの維持にご尽力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

○議長（奥山 幸洋） 瀬田萌議員。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

58件の申請ということで、全ての自治会が申請できたわけではなく、また申請があったところに関しても、3つの対象分野がある中で環境美化活動と防災防犯活動に集中し、福祉活動は少ないとの答弁をいただきました。申請活動回数に上限があるのと、福祉の基礎があるからほかの2分野の活動ができているとも捉えられることから、これだけで福祉活動がないとは判断できませんが、福祉活動の項目にある先ほど町長もおっしゃいました高齢者や子どもの居場所づくりや、ほかにも健康教室、健康増進セミナーの開催といったものに必要性を感じ、そこに取り組みたい意思はあっても、ハードルが高くて諦めているところもあるようです。

先ほどの話にもありましためいわ市民活動サポートセンターさんの令和5年度の事業報告には、自治会活性化の事業として自治会長と連絡を取り、20自治会延べ38人の方に事業説明が行われた旨の記載がありました。明和町社会福祉協議会さんなどとも協力することで実現できるところは増えるように思いますので、今後も連携を進めていただきたいです。

この夏休み期間、自治会が主体的に子どもたちが楽しめるイベントの開催や、夏休みの宿題の学習会を実施されている場に多く伺うことができました。自治会役員のみで運営されているのではなく、老人クラブやパトロール隊など複数

の団体・企業が協力して行っているところもありました。

そうした積極的な活動が見受けられる中で、このたび地方自治法に規定された指定地域共同活動団体について、明和町の展開の方針を教えてください。

○議長（奥山 幸洋） 答弁、防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 指定地域共同活動団体制度は、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための制度として創設されました。指定地域共同活動団体に認められましたら、他の地域的な共同活動を行う団体と連携する際に町が調整を行ったり、その活動に即している町の委託事業を随意契約で受託することができたり、その活動のための場所について庁舎等の施設を借りることができるようになります。そうすることで自治体とその団体との協働により、地域の活性化に地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図ることができます。

本制度につきましては、改正地方自治法が本年9月に施行されることから、他の自治体の事例や実績がまだございません。またそれぞれの自治体の条例で様々な詳細な内容を定める必要がございます。

以上のことから、今後は近隣市町の動向を鑑みつつ、成功事例や失敗事例などの情報収集いたしまして、明和町としても活用できる制度かどうかの見極めも踏まえまして、制度導入について検討していきたいと思っております。

○10番（瀬田 萌） ありがとうございます。

さきの教育厚生常任委員会協議会において、生活環境課長から自治会未加入者向けのごみ置場の利用許可証は、利用を継続しているかの精査は必要なものの、現在約250世帯に発行しているとのお話がありました。

一方、現行の第6次明和町総合計画には、自治会活動を根幹とした地域コミュニティ活動は社会的貢献度が高く、後継者不足といった課題を抱えながらも、さらなる推進を求めていくことが記載されています。

今年度の機構改革によって、一見、自治会等の現場に接するかがさらに分かれたような印象も受けますが、縦割りで行うのではなく、業務の細分化・最適

化と課の連携によって一層行き届くサポートをお願いしたいです。

今回、「“こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す”ために」ということで質問いたしました。今、サードプレイス、第3の居場所というのをよく耳にします。大人にとっての第3の居場所は、ストレス解消や社会的なつながりの強化、心の健康を保つために重要とされていて、特に働き方改革やワーク・ライフ・バランスを重視する中で注目されています。例えば、地域の大人が部活動を通して子どもたちと関わることのできる第3の居場所は、子どもたちにとって地域の中で育つ機会であり、学校の先生にとっても教科指導やプライベートの時間確保になる、それぞれの自己有用感が高まることで、またその先でもよい循環が生まれる可能性を秘めているのではないかと考えます。子どもたちを中心に学校・家庭・地域のプラス面を引き出せる関係の構築が魅力あるまちづくりのキーになっていくと思うので、これからも共に進めていきたいです。

以上、「“こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す”ために」について、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（奥山 幸洋） 以上で、瀬田萌議員の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（奥山 幸洋） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（奥山 幸洋） 異議なしと認めます。

したがって、本日はここまでとし、延会することに決定しました。

本日は、これにて延会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 3 時 05分)
